

## 委員会録

- 名 称 決算特別委員会（1日目）
- 日 時 令和元年9月19日午前9時30分から至午後4時00分
- 場 所 和束町議会議場
- 出席委員 委員長 小西 啓 副委員長 岡田 勇  
委員 8名 欠席 0名
- 説明出席者 町長 副町長 管理職員
- 議長等 議長 小西 啓 副議長 岡田 勇  
議会事務局 局長 島川 昌代 書記 今西 靖

## 令和元年度和東町決算特別委員会

○議長（小西 啓君）

皆さん、おはようございます。本日は、決算特別委員会にご参集いただき、ご苦勞さまです。

初めての決算特別委員会でありますので、委員会条例第9条の規定によりまして、年長の岡田 勇委員に臨時委員長をお願いいたします。臨時委員長と交代します。

○臨時委員長（岡田 勇君）

年長のゆえをもちまして、私、岡田 勇が臨時委員長の職務を行います。

ご協力をお願いいたします。

ただいまから、決算予算特別委員会を開会いたします。

これより、決算特別委員長の選挙を行います。

委員長の選挙は、指名推選の方法により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、委員長の選挙は、指名推選の方法で行います。

指名は、私から指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認め、私、岡田 勇を委員長に指名いたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、私、岡田 勇が委員長に当選いたしました。

ただいまから委員長に当選しました、私、岡田 勇が委員長就任の挨拶をいたします。

○1番（岡田 勇君）

就任に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは皆様方のご推挙によりまして、決算特別委員長という大役をお受けすることになりました。皆様のご協力を得まして、一生懸命努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いを申し上げます。

さて、平成30年度の予算につきましては、少子化対策等、暮らしの安心安全を重点に置き、将来を見据えたまちづくりを進めるという施政方針の下、前年度に引き続き、国の地方創生推進交付金を活用した事業なども盛り込まれた予算でありました。このような中、さまざまな事業が執行され、今後、この平成30年度の決算が令和元年度にどのように生かされていくのかということも踏まえ、委員の皆様におかれましては活発な質疑を行っていただきたいと思っております。

また、町長初め理事者の皆様方におかれましては明快なる答弁をお願いいたします。

2日間お世話になりますが、スムーズな審議になりますようお願いを申し上げます。就任に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いをいたします。

○委員長（岡田 勇君）

それでは、副委員長の選挙を行います。

副委員長の選挙は、指名推選の方法により私から指定いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認め、副委員長に岡田泰正委員を指名いたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、岡田泰正委員が副委員長に当選されました。

岡田泰正委員にこの旨、告知いたします。

これより議事に入ります。

本委員会に付託された認定第1号から認定第7号まで、平成30年度和束町一般会

計歳入歳出決算認定及び和東町各特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

提案理由については、11日の本会議で述べられましたので、最初に、平成30年度決算審査意見書について、監査委員である村山一彦委員より報告願います。

村山一彦委員。

○監査委員（村山一彦君）

おはようございます。

監査意見ということで述べよということで、皆さんのお手元にございます平成30年度決算審査意見書の朗読をもちまして、監査報告とさせていただきます。

よろしくお願ひします。

それでは、1ページをおあけください。

#### 平成30年度決算審査意見書

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、平成30年度和東町一般会計及び6特別会計の歳入歳出決算並びに基金の運用状況について審査したので、次のとおり意見書を付する。

令和元年8月28日

和東町監査委員 藤木貞嗣

同 村山一彦

#### 第1 審査の期日

令和元年7月25日、7月31日、8月7日、8月28日（延べ4日間）

#### 第2 審査の対象

##### 1 一般会計及び特別会計決算

平成30年度和東町一般会計歳入歳出決算

平成30年度和東町湯船財産区特別会計歳入歳出決算

平成30年度和東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

平成30年度和東町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

平成30年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算

平成30年度和東町介護保険特別会計歳入歳出決算

平成30年度和東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

## 2 基金運用状況

和東町用品調達基金

「くらしの資金」貸付基金

## 第3 審査の手続き

この決算審査に当たっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調について、計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財産管理は適正か、さらに予算の執行に当たって関係法令に従って効率的になされているか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、併せて関係職員の説明を求め審査を実施した。また、基金についてはその設置目的にそって適正に運用されているか、計数は正確であるかなどを審査した。

## 第4 審査の結果

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調は法令に準拠して作成され、かつ正確に表示されているものと認める。また、各調書の計数は歳入・歳出簿その他関係諸帳簿と符合しており、各会計の決算内容及び予算の執行についても適正に執行されているものと認める。

各会計及び基金の審査の結果及び意見は、次のとおりである。

### 1 一般会計

#### (1) 決算の状況

平成30年度一般会計決算額は、下表のとおり歳入総額32億5,787万円、歳出総額31億235万8,000円で、前年度と比較すると歳入で△0.2%、歳出

で△1.0%それぞれ減額となった。

5年度の推移を表にあらわしております。お目通しください。

歳入では、前年度と比較して町税が506万2,000円(1.3%)、国庫支出金が1,313万7,000円(7.3%)、繰越金が3,482万8,000円(37.1%)、町債が8,640万円(29.9%)それぞれ増加したものの、地方交付税が△1,108万6,000円(△0.7%)、府支出金が△1億3,223万4,000円(△38.9%)、繰入金が△940万円(△12.1%)それぞれ減少している。

歳出では、前年度と比較して衛生費が3,296万1,000円(7.9%)、土木費が1,171万4,000円(7.9%)、災害復旧費が8,326万2,000円(436.4%)、公債費が1,096万6,000円(2.8%)それぞれ増加したものの、総務費が△2,200万円(△3.4%)、民生費が△3,487万3,000円(△5.1%)、農林業費が△8,785万6,000円(△32.8%)、商工費が△1,881万8,000円(△25.0%)それぞれ減少している。

歳入歳出決算状況は、次のとおりである。

お目通しください。

実質収支額は、1億2,584万5,000円の黒字となり、前年度より2,532万9,000円増加している。実質公債費比率については、11.3%と平成26年度と比較すると3.1ポイント低くなり安定している。また、町債現在高は繰上償還を実施されているものの平成26年度と比較すると1億3,487万2,000円(3.9%)増加している。

歳入の款別の決算状況は、次のとおりである。お目通しください。

#### ア 町税

当年度の町税の決算状況を見ると、予算現額3億8,15万4,000円に対し、調定額4億1,731万5,000円、収入済額3億9,932万5,000円となっている。

収入済額は、現年度分 3 億 9,263 万 4,000 円と滞納繰越分 669 万 1,000 円と合わせ 3 億 9,932 万 5,000 円で、前年度決算額 3 億 9,426 万 3,000 円より 506 万 2,000 円（1.3%）増加している。

町税の調定及び収入状況は、次のとおりである。お目通しくください。

税目別に見ると現年課税分の個人町民税の徴収率が 99.4%と前年度と比較して 0.2 ポイントの増加、法人町民税の徴収率が 100.0%と前年度と比較して 0.4 ポイントの増加、固定資産税の徴収率が 98.7%と前年度と比較して 0.8 ポイントの増加、軽自動車税の徴収率は 98.1%と前年度と比較して 0.4 ポイントの増加、市町村たばこ税は前年度と同じ 100%の徴収率となっている。

滞納繰越分の個人町民税の徴収率は 58.0%と前年度と比較して 19.2 ポイントの増加、法人町民税の徴収率が 4.8%と前年度と比較して 1.5 ポイントの増加、固定資産税の徴収率が 29.3%と前年度と比較して 2.2 ポイントの増加、軽自動車税の徴収率は 27.2%と前年度と比較して 3.9 ポイントの増加となっている。

町税全体を前年度と比較すると収入済額は 3 億 9,932 万 5,000 円で 506 万 2,000 円増加、徴収率は 95.7%で 1.3 ポイント好転している。

府内 11 町村平均との比較表がございます。お目通しくください。

町税の徴収率を府内 11 町村と比較してみると、平成 29 年度の現年課税分については、△0.8 ポイント下回っており、滞納繰越分についても△0.1 ポイント下回っている。府内町村並みに徴収率のアップに努める必要がある。

#### イ 使用料・負担金

住宅使用料の現年度分の収入済額は 826 万 8,000 円で前年度と比較して 160 万 3,000 円増加しており、徴収率は 87.0%（前年度 79.1%）で 7.9 ポイント増加、過年度分の収入済額は 50 万 7,000 円で前年度と比較して 18 万 9,000 円増加し、徴収率は 3.4%（同 2.3%）となっており、大幅に徴収率が好転した。

また、保育料の現年度分の収入済額は1,081万6,000円で前年度と比較して43万7,000円減少しているものの、徴収率は100%（同99.9%）で0.1ポイント増加、過年度分の収入済額は6万1,000円で前年度と比較して△11万2,000円減少しており、徴収率は18.4%（同34.5%）で△16.0ポイント減少している。

#### ウ その他

町税と共に重要な一般財源である地方交付税は、普通交付税及び特別交付税を合わせ総額16億1,908万7,000円で、前年度と比較して△1,108万6,000円（0.7%）の減少となっている。

国庫支出金は1億9,256万8,000円で、道路橋りょう災害復旧費負担金（明繰）や社会資本整備総合交付金の増加に伴い、前年度と比較して1,313万7,000円（7.3%）の増加となっている。

一方、府支出金は2億812万円で、産地パワーアップ事業補助金の皆減に伴い、前年度と比較して△1億3,223万4,000円、（△38.9%）の減少となっている。

町債は3億7,530万円で、グリーンティ和束整備事業や町道拡幅改良事業、災害復旧事業等の増加に伴い、前年度と比較して8,640万円（29.9%）の増加となっている。

#### （3）歳出

歳出を目的別に分類すると、次のとおりである。お目通しください。

目的別歳出では、前年度と比較すると、衛生費は下水道事業特別会計繰出金や国民健康保険特別会計（直診勘定）繰出金等により3,296万1,000円（7.9%）の増加、土木費は町道拡幅改良事業等により1,171万4,000円（7.9%）の増加、災害復旧費は道路・河川や農業用施設災害復旧事業等により8,326万2,000円（436.4%）の増加となっている。

一方、総務費はスマートワーク・イン・レジデンス改修事業の皆減等に伴い△2,200万円(△3.4%)の減少、民生費はすこやかエンジェル基金積立金の皆減等に伴い△3,487万3,000円(△5.1%)の減少、農林業費はグリーンティ和東整備事業を実施したものの、産地パワーアップ事業の皆減等に伴い△8,785万6,000円(△32.8%)の減少、商工費は過疎地域自立活性化交付金事業(ゴルフカート等)やお茶の京都関連事業等の終了に伴い△1,881万8,000円(25.0%)の減少となっている。

歳出を性質別に分類すると、次のとおりである。お目通してください。

## 2 特別会計

### (1) 湯船財産区特別会計

決算状況は、次のとおりである。

過去5年間の推移が記してありますので、お目通してください。

決算額は、前年度と比較すると、歳入が604万5,000円(91.5%)、歳出が609万2,000円(105.1%)増加した。歳入では、立木伐採補償料による財産収入が865万円収入されており、歳出でそのうちの一部(855万5,000円)を財政調整基金へ積立している。

湯船財産区財政調整基金繰入金250万円が収入されたことにより76万1,000円の黒字となった。また、855万5,000円を積立したことにより基金残高は1,202万5,000円まで増加したものの、数年後には基金の枯渇が迫っているため、抜本的な改革を早期に実施する必要がある。

### (2) 国民健康保険特別会計

①事業勘定の決算状況は、次のとおりである。お目通してください。

決算額は、歳入7億5,201万8,000円、歳出7億170万円で、歳入歳出差引額は5,031万8,000円の黒字となっている。平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、財政規模・財政構造ともに大きく変わったことにより、歳

入総額は△8,217万5,000円(△9.9%)の減少、歳出総額も△7,981万6,000円(△10.2%)の減少となっている。内訳を前年度と比較すると、保険給付費が1,186万4,000円(2.6%)増加、保健事業費は△84万8,000円(△7.7%)減少し、財政調整基金に2,000万円を積み立てしている。

#### 国民健康保険税徴収状況

前年度比較を記してありますので、お目通しください。

国民健康保険税収入額は、現年度分(一般者分)が1億4,969万1,000円であり、前年度と比較すると266万円(1.8%)増加し、徴収率は97.1%%で1.2ポイント好転している。滞納分(一般者分)は749万1,000円であり、前年度と比較すると△57万7,000円(△7.2%)減少しているものの、徴収率は31.2%で3.8ポイント好転している。

府内11町村平均との比較、お目通しください。

平成29年度国民健康保険税の徴収率を府内11町村と比較してみると、現年課税分が同ポイント、滞納繰越分は5.8ポイント上回る徴収率となっており、前年度は府内町村平均を下回っていたものの、今年度は滞納繰越分については府内町村平均を大きく上回る徴収率となった。

国保税、療養諸費及び高額療養費の比較、お目通しください。

療養給付費及び療養費については、前年度より506万3,000円(1.3%)増加、さらに高額療養費を合わせると4億6,318万円となり、前年度と比較して1,008万3,000円(2.2%)増加している。

②直営診療施設勘定の決算状況は、次のとおりである。

5年分の推移が書いてあります。お目通しください。

前年度と比較すると、歳入は診療収入が△565万9,000円(8.3%)減少、歳出においても医業費が△278万4,000円(8.3%)減少している。一方、訪問看護事業等の縮小に伴い、一般会計から国民健康保険特別会計(直診勘定)へ人件

費の計上会計を変更したことや給水配管修繕工事、ブロック塀設置工事などにより、歳出額が1,249万8,000円(14.7%)増加したことにより、一般会計繰入金が対前年度1,300万円(185.7%)増加し、2,000万円の繰入金となっている。

診療収入の徴収率は100.0%であるが、過年度分の4,000円について不納欠損処理を行った。

施設の老朽化が進んでいるため、総合保健福祉施設整備検討委員会において、当該施設整備の調査及び審議を進めているところであり、早急に整備されることが求められる。

### (3) 簡易水道事業特別会計

決算状況は、次のとおりである。お目通しください。

前年度と比較すると、統合簡易水道事業の主要部分が終了したこと等に伴い、歳入が△3億2,043万1,000円(△60.6%)、歳出が△3億1,810万円(△61.7%)それぞれ減少した。また、消費税還付金について1,258万4,000円の収入があったことから、その一部(1,100万円)を減債基金へ積み立てている。

水道使用料の徴収率は、現年度分で99.7%(前年度98.3%)過年度分で11.8%(同4.5%)となり、現年度分は1.4ポイント、過年度分は7.3ポイントと大幅に好転している。

来年度以降に水道使用料の見直しを検討していることから、経営の健全化に努め、過度な住民負担とならないよう適切に料金設定を行うことが求められる。

### (4) 下水道事業特別会計

決算状況は、次のとおりである。お目通しください。

前年度と比較すると、歳入が1,232万1,000円(5.8%)、歳出が890万6,000円(4.3%)それぞれ増加した。公債費が263万2,000円(1.

7%)の増加、中央浄化センター設備やポンプ設備等の修繕により施設管理費が921万3,000円(27.9%)増加したことなどに伴い、一般会計繰入金が1,207万7,000円(8.7%)増加している。

下水道使用料の徴収率は、現年度分で99.4%(前年度97.8%)過年度分で6.4%(同2.7%)となり、現年度分は1.6ポイント、過年度分は3.7ポイントと大幅に好転した。

公債費の増加とともに施設設備の修繕が増加していることから、中長期的な視点で経営の健全化を目指しつつ、持続可能な経営基盤の強化に努められたい。

#### (5) 介護保険特別会計

①保険事業勘定の決算状況は、次のとおりである。お目通してください。

前年度と比較すると、介護保険料が見直しされたことや保険給付費が1,224万2,000円(2.2%)増加したことなどにより、歳入が1,550万9,000円(2.5%)、歳出が3,228万8,000円(5.5%)それぞれ増加した。

介護保険料の徴収率は、現年度分で99.2%(前年度98.9%)、過年度分では13.2%(同19.3%)となり、現年度分は0.3ポイントの好転、過年度分は6.1ポイント悪化している。

高齢者の増加とともに介護給付費が増加していることから、給付費の動向を注視しながら、介護予防の推進など住み慣れた町で安心して暮らすことのできる体制の構築が求められる。

②介護サービス事業勘定の決算状況は、次のとおりである。お目通してください。

前年度と比較すると、サービス収入が△5万8,000円(1.8%)減少し、居宅介護支援事業費が1万6,000円(1.9%)増加している。また、総務管理費で△100万2,000円(△22.1%)減少したため、一般会計繰入金が△78万3,000円(△36.9%)減少している。

#### (6) 後期高齢者医療特別会計

決算状況は、次のとおりである。お目通しくください。

前年度と比較すると、歳入が303万5,000円(4.7%)、歳出が302万2,000円(4.7%)それぞれ増加し、歳入、歳出とも毎年増加傾向にある。

後期高齢者医療保険料の徴収率は、現年度分で97.2%(前年度99.3%)、過年度分で9.5%(同8.3%)となり、現年度分は△2.1ポイントの悪化、過年度分は1.2ポイント好転している。

後期高齢者医療においても年々高齢者がふえると同時に、医療費も増加している。平成20年4月より広域連合で運営しているが、高齢者が将来にわたり安心して医療が受けられるよう同制度の安定的な運営を期待する。

### 3 基金の運用状況

#### (1) 用品調達基金

本基金は、用品の集中購入を実施することにより、用品の取得及び管理に関する事務を円滑かつ効率的に行うことを目的として、平成2年9月に設置されたもので、基金総額300万円で運用されている。

当年度の運用状況は以下のとおりである。お目通しくください。

用品の取得価格と払出価格に差額が生じた場合は、過不足額の整理が必要であることから、平成30年度において2,889円が整理されている。

#### (2) 「くらしの資金」貸付基金

本基金は、「くらしの資金」の貸付けに関する事務を、円滑かつ効率的に行うことを目的として、昭和45年12月に設置されたもので、基金総額370万円で運用されている。

当年度の運用状況は以下のとおりである。お目通しくください。

### 4 総括

#### (1) 決算規模

平成30年度一般会計及び特別会計の決算は、次のとおりである。表をお目通しく

ださい。

決算額を前年度と比較すると、歳入決算額は△3億6,671万1,000円(△6.5%)、歳出決算額は△3億6,838万1,000円(△6.8%)それぞれ減少している。

## (2) 決算収支

一般会計及び6特別会計の決算における、歳入歳出差引額(形式収支額)は、2億3,488万8,000円、歳入歳出差引額(形式収支額)から繰越事業に必要な金額を除いた実質収支額は2億102万3,000円、また実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は△407万2,000円となった。

決算収支の対前年度比較は次のとおりである。お目通しください。

## (3) 予算の執行状況

歳入は予算現額53億9,145万3,000円に対し、決算額は52億5,491万4,000円で収入率は97.5%となっている。歳出は決算額が50億2,002万6,000円で執行率は93.1%となっている。

会計別執行状況は次のとおりである。お目通しください。

## (4) 財政状況(財政指標)

平成30年度決算の主な財政指標は、第1表・第2表のとおりである。

財政構造の弾力性や健全性を示す経常収支比率は96.4%で、前年度の94.4%より△2.0ポイント悪化している。その要因としては、元利償還金等の公債費の増加と地方交付税の減少が影響している。財政力指数は0.213へと若干好転したものの依然財政の硬直化が見受けられる。

実質公債費比率(3ヶ年平均)は前年度比較0.2ポイント増の11.3%となり、平成18年度に策定した公債費負担適正化計画に基づき18%以下に抑えられ安定しているが、標準財政規模の増加が見込めないなかで、総合保健福祉施設整備事業等の大規模事業が計画されていること、簡易水道事業及び下水道事業特別会計に係る元利

償還金が増加傾向にあることから起債発行の抑制に努める必要がある。

#### (5) 財源の確保と事業の執行

一般会計と特別会計の収入未済額の合計額は、第6表のとおり9,405万6,000円と前年度と比較して大きく減少しており、1億円の大台を下回った。一方で、いまだ約9,400万円もの収入未済額が存在し、町財政の運営及び税等の公平性の確保にとっては極めて重大な問題となっている。

収入未済額のうち死亡及び居所不明、時効の完成等の理由によるものについては不納欠損処理を実施されているが、第7表のとおり平成30年度については不納欠損額が町税104万4,000円、国民健康保険特別会計（事業勘定）141万6,000円、国民健康保険特別会計（直診勘定）4,000円、介護保険特別会計34万1,000円の合計280万5,000円で、前年度と比較すると△474万3,000円（△62.8%）減少している。

平成30年度においては、住宅・水道・下水道使用料の徴収率が大幅に上昇し、徴収努力の成果が見られた。来年度以降に水道使用料の見直しを検討されていることから、応益負担の原則に反することがないように、引き続き、徴収努力を続けられるとともに、その他の債権等についても徴収強化に努められたい。また、悪質滞納者に対しては、住宅の明け渡しや給水停止処分、給付制限等、法令・条例に基づき適切な対応を早急に講じられたい。

#### (6) 基金管理等

農業共済事業振興基金は、農業共済に関する事業を円滑かつ効率的に運用するため昭和62年に設けられた基金であるが、基金の活用が見込まれないことから平成30年10月に基金を廃止された。

農産業新技術開発銀行基金は、平成元年に設けられた基金で、新しい和東農業を目指し、農業の新技術開発研究に意欲的な農業団体等に施設設置導入に必要な資金の一部を貸し付けることを目的として設置されている。平成19年12月の償還をもって

基金の動きが見られないため、今後のまちづくりに向けて基金を有効活用されるとともに、農業団体等に対して啓蒙・啓発されたい。

アグリビジネス株式会社の株式180万円は会社の実態がなく資産価値が疑わしいので、取り扱いについて検討する必要がある。

「くらしの資金」貸付基金や生活更生資金貸付金等について、借受人の現状把握と、死亡されている場合は相続人の確認など継続調査が必要である。滞納整理に当たり入念に事務を進められるとともに、弁護士を介して速やかに処理されたい。

(7) おわりに

平成30年度決算は全会計とも黒字決算となり、厳しい財政状況のなか、複雑多様化する住民ニーズに対応し着実に事業を執行されている。

少子高齢化等の喫緊の課題に数多く直面しており、自主財源の乏しい本町においては、限られた財源のなかで効率的・有効的な施策を実施していくことが求められる。このような厳しい行財政運営のなか、将来の財政状況を見越し、更なる歳入の確保に努められるとともに、行財政改革等による歳出削減を図り、適切な財政運営を図られたい。

最後に、和東町第4次総合計画に掲げる将来像「ずっと暮らしたい活力と交流の茶源郷和東」の実現を目指した施策をより一層推進していくとともに、持続可能なまちづくりを住民とともに進めていくよう期待し、平成30年度決算審査の意見とする。

あとにいろいろ指標がついておりますが、お目通しください。

これをもって、監査報告といたします。

どうもありがとうございました。

○委員長（岡田 勇君）

続きまして、副町長から、順次、議案についての説明を求めます。

なお、説明に当たっては、決算書は款のみの数字にとどめ、決算事項別明細書については、特に重要なもののみとし、簡単明瞭に説明を願います。

それでは、副町長から順次説明を願います。

副町長。

○副町長（奥田 右君）

2日間、よろしく申し上げます。

それでは、私のほうから主要な施策の成果の説明書に基づきまして、朗読並びに一部主なものにつきまして説明させていただきたいと思えます。

それでは、よろしく申し上げます。

主要な施策の成果の説明書

地方自治法第233条第5項の規定に基づき、平成30年度決算に係る主要な施策の成果を説明する書類を次のとおり提出する。

令和元年9月11日

和東町長 堀 忠雄

## 1. 総括

平成30年度においては、人口減少という喫緊の課題と対峙しながら、厳しい財政状況を見据えた効率的な行財政運営を目指し、また、質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供することが必要であるとの認識のもと、「ずっと暮らしたい活力と交流の茶源郷和東」を実現するため、さまざまな施策を展開してきたところです。

### （1）子育て支援の充実

少子化の解消に向けて、医療費無償化の対象年齢を18歳まで拡充するとともに、小・中学校の給食費並びに修学旅行の無償化など子育て支援の充実に努めてまいりました。

### （2）安心・安全な暮らしの確保

近年、頻発・激甚化している自然災害に対応するため、地域防災計画の改訂や防火水槽の整備、指定避難所となっている体験交流センターの耐震診断等を実施し、防災力の強化を進めてまいりました。また、安心して総合的な福祉サービスを享受できる

よう総合保健福祉施設整備基本構想の策定、町道拡幅工事や簡易水道整備事業などのインフラ整備、有害鳥獣対策など住民の安心・安全で快適な暮らしの確保に向けた施策を推進してまいりました。

### （３）将来を見据えたまちづくり

犬打峠トンネル開通に向けて、グリーンティ和東や和東運動公園駐車場等の整備事業を実施し、交流人口の拡大を見据えた環境整備を進めてまいりました。これに併せて、「お茶の駅」構想を立ち上げ、地域経済牽引事業により民間企業とともに茶業の６次産業化と和東茶ブランドの向上を目指し、茶業と観光の両面から地域経済の好循環を生み出す事業を展開してまいりました。また、茶業振興を図るため、首都圏や海外への販路拡大や新たな商品開発を支援するとともに、なりわい景観を次世代に受け継ぎ、景観を活かしたまちづくりを進めるために景観条例の制定に向けた検討を続けてまいりました。

（４）ワールドマスターズゲームズに向けた環境整備 ２年後に開催されるワールドマスターズゲームズに向けて、スタートコース整備の設計事業をはじめとした環境・施設整備を進めてまいりました。同時に、大会PRや自転車利用者拡大のための啓発イベントの開催など機運の醸成を図ってまいりました。

以上のような事業を進め、平成３０年度一般会計他６特別会計の決算は、歳入５２億５，４９１万４，０００円、歳出５０億２，００２万６，０００円、歳入歳出差引額２億３，４８８万８，０００円となり、翌年度へ繰り越すべき財源３，３８６万５，０００円を控除した実質収支額も２億１０２万３，０００円の黒字となりました。

次ページをお願いします。

## ２．歳入の概要

一般会計の歳入総額の対前年度比は、△５４１万２，０００円（△０．２％）の減額となりました。

歳入の内訳については、以下のとおりです。

ということで、マイナスの主なものを紹介させていただきますと、地方交付税で16億1,908万7,000円、対前年度増減で申しますとマイナス1,108万6,000円、マイナス0.7%となっております。

普通交付税で30年度は14億3,423万5,000円の決算となっております、29年度が14億5,323万2,000円ということで、普通交付税ではマイナス1,899万7,000円の減額となっております。

ただ、特別交付税では、30年度は1億8,485万2,000円、29年度は1億7,694万1,000円ということで、特別交付税につきましては791万1,000円増額していただいております。そういったことで、これを差し引きしまして、マイナス1,108万6,000円となっております。

あと、府支出金でございます。2億812万円の決算になっております。マイナス1億3,223万4,000円、マイナス38.9%ということで、これにつきましては、産地アップ事業の補助金の皆減によるものでございます。

あと、繰入金が6,850万2,000円、マイナス940万円ということで、繰入額を減額させております。

主な歳入の減の要因でございます。

次ページの3. 歳出の概要でございます。

一般会計の歳出総額の対前年度比は、△3,228万5,000円（△1.0%）の減額となりました。

歳出の内訳については、以下のとおりです。

主なものにつきましては、総務費の6億2,305万7,000円、マイナス2,200万円となっております。これにつきましては、スマートワーク・イン・レジデンス改修事業の皆減によるものが主なものとなっております。

あと、民生費で6億4,430万7,000円、マイナス3,487万3,000円の対前年度比のマイナスとなっております。これにつきましては、すこやかエンジェル

の積み立ての皆減によるものでございます。

あと、農林業費の1億7,974万6,000円、マイナス8,785万6,000円となっております。これは先ほど触れました産地アップ事業の皆減によるものでございます。

あと、商工費で5,644万4,000円の決算に対しましてマイナス1,881万8,000円、マイナス25%の減となっております。これにつきましては、お茶の京都の関連事業が終了したことによるマイナスとなっております。

以上が目的別のマイナスの要因でございます。

あと、性質別でございますけれども、主なものは、物件費の3億1,156万4,000円、マイナス5,901万6,000円となっております。これにつきましては、お茶の京都の関係の委託料、また橋りょう関係の点検調査委託料の主な委託料のマイナス3,237万円が主な要因となっております。

あと、補助費等のマイナスにつきましては、産地アップ事業のマイナスが主な要因でございます。

以上が、性質別の主なマイナスの要因でございます。

次ページをお願いいたします。

#### 4. 特別会計

6 特別会計の平成30年度決算総額は、歳入19億9,704万4,000円、歳出19億1,766万8,000円で前年度と比較すると歳入では△3億6,129万9,000円（△15.3%）の減、歳出では△3億3,609万6,000円（△14.9%）の減額となりました。

ということで、マイナスの主な要因なんですけれども、国民健康保険特別会計（事業勘定）、歳入で対前年度マイナス8,217万5,000円が出ております。歳出のほうはマイナス7,981万6,000円、これにつきましては、30年度から都道府県が財政運営の責任主体となっておりまして、財政規模並びに財政構造が大きく変わ

ったことによるマイナス要因でございます。

もう1点は、簡易水道事業特別会計でございます。歳入でマイナス3億2,043万1,000円、歳出のほうでマイナス3億1,810万円でございます。これにつきましては、総合簡易水道事業の主要な部分が終了したことによる事業の減によるマイナスでございます。

以上が、特別会計のマイナスの主な要因でございます。

続きまして、5. 主要な施策に移らせていただきます。

“ずっと暮らしたい活力と交流の茶源郷 和東”を目指し、平成30年度においては次の事業を行いましたということで、六つのプログラムに基づいて事業を実施しております。これにつきまして説明させていただきたいと思っております。

まず、一つ目の協働プログラムとしましては、和東を担う次世代の人づくり協働プログラムでございます。4億590万9,000円となっております。その中の子育て支援で1億6,315万3,000円の決算となっております。

主な内容につきましては、保育所運営事業費で8,988万4,000円、次の子育て支援センター事業で1,424万4,000円、1つ飛ばしまして児童手当給付事業で3,671万6,000円となっております。新たに入っておりますのは、下から2番目の子ども・子育て支援事業計画策定事業で134万4,000円が入っております。

次ページをお願いいたします。

学校教育・社会教育・スポーツ・歴史文化で2億3,418万3,000円の決算でございます。

主なものにつきましては、相楽東部広域連合負担金で2億2,803万3,000円が主な内容となっております。

次に、交流でございます。857万3,000円。

主なものにつきましては、活性化対策事業で437万9,000円、また、体験交

流センター管理事業で419万4,000円が主な内容となっております。

次に、二つ目の協働プログラムです。住民が支えあう安心と信頼の協働プログラムで4億6,931万6,000円の決算となっております。

主なものにつきましては、人権尊重3,827万8,000円の中の人権ふれあいセンター運営事業で2,822万4,000円が主な事業となっております。

次に、保健・医療で1億872万7,000円の事業でございます。

主な中身ですけれども、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金で4,344万2,000円、また、国民健康保険特別会計直診診療施設勘定繰出金で2,000万円、山城病院組合負担金で2,941万4,000円が主な中身となっております。

次に、高齢者・障がい者支援事業でございます。2億9,375万円の決算となっております。

主な事業につきましては、介護保険特別会計保険事業勘定繰出金で8,211万1,000円、一つ飛ばしまして、後期高齢者医療特別会計繰出金で2,211万4,000円、後期高齢者療養給付事業で5,722万円。

次ページをお願いします。

4ページの障害者自立支援給付事業で8,851万7,000円が主な事業となっております。

次に、地域福祉でございます。2,321万9,000円の決算となっております。

主な中身としましては、総合保健福祉施設整備事業で220万円、社協職員設置事業で1,754万4,000円が主な中身となっております。総合福祉のほうは新たな事業となっております。

次に、5ページの地域安全でございます。534万2,000円の決算となっております。これは交通安全対策事業で、同額となっております。

次に、三つ目の協働プログラム事業として、安全で快適な暮らしを実感できる協働プログラムでございます。2億785万4,000円の決算となっております。

主なものにつきましては、まず、情報の関係で646万7,000円。これにつきましては、茶源郷行政情報配信事業で、同額となっております。

次に、道路でございます。1億434万6,000円。

主なものにつきましては、町道拡幅改良事業で9,241万8,000円、また、町道維持管理事業で1,172万8,000円が主なものとなっております。

次に、公共交通でございます。3,740万5,000円。

主なものにつきましては、路線バス対策事業で3,506万9,000円が主な事業となっております。

次に、6ページの住宅でございます。2,410万3,000円。

主な決算の内容につきましては、住宅管理事業で948万5,000円、次に、共同浴場運営事業で1,281万8,000円が主な内容となっております。

次に、公園・緑地でございます。3,553万3,000円の決算となっております

主な中身としましては、和束運動公園駐車場等周辺整備事業で2,813万2,000円が主な内容で、これは繰り越しております。

次に、四つ目の協働プログラムでございます。自然を守りともに暮らす協働プログラム5億8,077万8,000円の決算となっております。

まず、1点目が防災でございます。2億368万円。

次ページ、7ページでございます。相楽中部消防組合負担金で1億4,641万6,000円、また非常備消防のほうで2,597万円が主な内容となっております。この中で、30年度の決算に新しく出ております地域防災計画策定事業、またその下の防火水槽設置事業、マンホールトイレ設置設計事業、体験交流センター耐震診断の事業が新しく出ております。

あと、上下水道事業でございます。2億412万9,000円の決算となっております。

主な中身としましては、簡易水道事業特別会計繰出金5,278万6,000円、下

水道事業特別会計繰出金 1 億 5,056 万円が主な事業となっております。

次ページをお願いします。

森林保全・治山・治水でございます。1,712 万 8,000 円。

主なものにつきましては、野生鳥獣被害総合対策事業で 1,063 万 4,000 円が主なものとなっております。

次に、環境・循環資源・エネルギーでございます。1 億 5,584 万 1,000 円。

主なものにつきましては、じん芥処理費で 1 億 2,365 万 4,000 円、また、その下のし尿処理費の関係で 2,988 万 9,000 円が主な事業となっております。

8 ページの一番下でございます。五つ目の協働プログラムでございます。和東のブランドを高める協働プログラムとしまして 1 億 5,853 万 3,000 円。

主なものにつきましては、農林業のほうで 2,654 万 4,000 円の決算となっております。

次に、9 ページのところで青年就農給付金給付事業で 975 万、また、一つ飛ばしまして、中山間地域等直接支払交付金事業で 493 万円が主な事業の決算となっております。

次に、商工業でございます。1,582 万 5,000 円。

主なものにつきましては、雇用促進事業で 1,082 万 5,000 円が主な事業となっております。

次に、交流産業でございます。9,753 万 2,000 円。

次ページめくっていただきまして、主なものにつきましては、グリーンティ和東改修事業 5,607 万 6,000 円、これは新規でございます。あと、一つ飛ばさせていただきまして、茶源郷和東スポーツ聖地化づくり事業で 970 万 5,000 円が主なものとなっております。

新たな産業の創出でございます。1,863 万 2,000 円。

主な事業につきましては、茶源郷和東にぎわい創出プロジェクト事業で 1,032

万3,000円、また、次ページの11ページですけれども、スマートワーク・イン・レジデンス改修事業で680万9,000円が主な事業となっております。

最後に、六つ目の協働プログラムでございます。住民・事業者・行政が共に進める協働プログラムで1億6,618万円の決算となっております。

主なものにつきましては、住民参画のまちづくりで1,662万9,000円。

その中の地域おこし協力隊まちづくり事業で769万円が主なものとなっております。

あと、情報公開でございます。605万6,000円。

これにつきましては、文書広報事業が同額となっております。

行財政・地域経営1億1,219万8,000円。

次ページをお願いします。

主な事業なんですけれども、地方債繰上償還のほうで5,441万6,000円、また電子計算費のほうで3,778万6,000円が主な決算となっております。

最後に、広域行政でございます。3,129万7,000円。

主なものにつきましては、相楽東部広域連合負担金、これは総務費と民生費の分でございます。2,203万9,000円でございます。

以上で、主要な施策の成果の説明書を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○委員長（岡田 勇君）

会議の途中ですが、ただいまから午前10時50分まで休憩します。

（午前10時36分～午後10時50分）

○委員長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を続けます。

会計課長。

○会計管理者兼会計課長（瀧村幸代君）

それでは、私からは、平成30年度の一般会計並びに各特別会計につきましてご説明申し上げます。

議案書の認定第1号をお願いいたします。

認定第1号

平成30年度和束町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度和束町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月11日提出

和束町長 堀 忠雄

決算書の1ページ、2ページをお願いいたします。

平成30年度和束町一般会計歳入歳出決算。

歳入でございます。

款、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に、朗読により説明させていただきます。

1 款町税、3億8,015万4,000円、4億1,731万4,994円、3億9,932万4,995円、104万4,269円、1,694万5,730円。

2 款地方譲与税、2,765万5,000円、調定額・収入済額同額でございます。0円、0円。

3 款利子割交付金、66万6,000円、調定額・収入済額同額でございます。0円、0円。

4 款配当割交付金、222万6,000円、調定額・収入済額同額でございます。0円、0円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、170万2,000円、調定額・収入済額同額でございます。0円、0円。

6 款地方消費税交付金、6,115 万 6,000 円、調定額・収入済額同額でございます。0 円、0 円。

7 款ゴルフ場利用税交付金、976 万 7,000 円、976 万 7,049 円、収入済額同額でございます。0 円、0 円。

8 款自動車取得税交付金、1,244 万 6,000 円、調定額・収入済額同額でございます。0 円、0 円。

9 款地方特例交付金、43 万 1,000 円、調定額・収入済額同額でございます。0 円、0 円。

めくっていただきまして、10 款地方交付税、15 億 8,723 万 5,000 円、16 億 1,908 万 7,000 円、収入済額同額でございます。0 円、0 円。

11 款交通安全対策特別交付金、全て 0 円でございます。

12 款分担金及び負担金、7,987 万 1,000 円、7,991 万 9,583 円、7,884 万 8,473 円、0 円、107 万 1,110 円。

13 款使用料及び手数料、2,895 万 9,000 円、4,658 万 3,437 円、2,994 万 3,252 円、0 円、1,664 万 185 円。

14 款国庫支出金、2 億 2,522 万 4,000 円、1 億 9,256 万 7,739 円、収入済額同額でございます。0 円、0 円。

15 款府支出金、2 億 2,426 万 5,000 円、2 億 812 万 343 円、収入済額同額でございます。0 円、0 円。

16 款財産収入、25 万 9,000 円、25 万 7,550 円、収入済額同額でございます。0 円、0 円。

17 款寄付金、121 万円、調定額・収入済額同額でございます。0 円、0 円。

18 款繰入金、6,850 万円、6,850 万 1,601 円、収入済額同額でございます。0 円、0 円。

めくっていただきまして、19 款繰越金、1 億 2,863 万 9,000 円、1 億 2,

863万9,445円、収入済額同額でございます。0円、0円。

20款諸収入、3,628万3,000円、4,685万5,669円、4,002万790円、0円、683万4,879円。

21款町債、4億3,920万円、3億7,530万円、収入済額同額でございます。0円、0円。

歳入合計、予算現額33億1,584万8,000円、調定額33億40万6,410円、収入済額32億5,787万237円、不納欠損額104万4,269円、収入未済額4,149万1,904円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

款、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額の順に、朗読により説明させていただきます。

1款議会費、5,481万2,000円、5,426万8,262円、0円、54万3,738円。

2款総務費、6億7,594万7,000円、6億2,305万7,298円、3,452万円、1,836万9,702円。

3款民生費、6億5,941万円、6億4,430万7,254円、0円、1,510万2,746円。

4款衛生費、4億5,650万7,000円、4億5,283万7,969円、0円、366万9,031円。

5款農林業費、1億9,076万8,000円、1億7,974万5,997円、481万2,000円、621万3円。

6款商工費、5,704万2,000円、5,644万3,760円、0円、59万8,240円。

7款土木費、2億2,319万9,000円、1億6,023万2,571円、4,800万円、1,496万6,429円。

めくっていただきまして、8款消防費、2億795万円、2億358万2,838円、0円、436万7,162円。

9款教育費、2億2,803万3,000円、支出済額同額でございます。0円、0円。

10款災害復旧費、1億6,034万2,000円、1億233万9,850円、4,105万6,000円、1,694万6,150円。

11款公債費、3億9,863万1,000円、3億9,750万3,164円、0円、112万7,836円。

12款諸支出金、1万円、6,705円、0円、3,295円。

13款予備費、319万7,000円、0円、0円、319万7,000円。

歳出合計、予算現額33億1,584万8,000円、支出済額31億235万8,668円、翌年度繰越額1億2,838万8,000円、不用額8,510万1,332円。

歳入歳出差引残額1億5,551万1,569円。

令和元年9月11日提出、和東町長 堀忠雄。

続きまして、認定第2号をご説明申し上げます。

議案書をお願いいたします。

#### 認定第2号

#### 平成30年度和東町湯船財産区特別会計歳入歳出決算認定 について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度和東町湯船財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月11日提出

和東町長 堀 忠雄

決算書の11ページ、12ページをお願いいたします。

平成30年度和東町湯船財産区特別会計歳入歳出決算。

特別会計につきましても、一般会計と同様にご説明申し上げます。

歳入でございます。

1 款財産収入、877万7,000円、880万5,686円、収入済額同額でございます。0円、0円。

3 款繰入金、316万1,000円、250万円、収入済額同額でございます。0円、0円。

4 款繰越金、80万7,000円、80万7,585円、収入済額同額でございます。0円、0円。

5 款諸収入、55万円、53万8,002円、収入済額同額でございます。0円、0円。

歳入合計、予算現額1,329万5,000円、調定額1,265万1,273円、収入済額1,265万1,273円、不納欠損額・収入未済額ともに0円でございます。

めくっていただきまして、歳出でございます。

1 款管理会費、22万8,000円、1万5,000円、0円、21万3,000円。

2 款総務費、1,286万7,000円、1,187万5,306円、0円、99万1,694円。

4 款予備費、20万円、0円、0円、20万円。

歳出合計、予算現額1,329万5,000円、支出済額1,189万306円、翌年度繰越額0円、不用額140万4,694円。

歳入歳出差引残額76万967円。

令和元年9月11日提出、和東町長 堀忠雄。

続きまして、認定第3号をご説明申し上げます。

議案書をお願いいたします。

認定第3号

平成30年度和束町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認  
定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度和束町国民健康保険特別  
会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月11日提出

和束町長 堀 忠雄

決算書の15ページ、16ページをお願いいたします。

平成30年度和束町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算。

歳入でございます。

1 款国民健康保険税、1億4,255万9,000円、1億7,929万2,671円、  
1億5,821万1,683円、141万6,028円、1,966万4,960円。

2 款使用料及び手数料、10万円、9万8,400円、収入済額同額でございます。  
0円、0円。

4 款府支出金、4億8,804万4,000円、4億8,804万3,000、収入済  
額同額でございます。0円、0円。

5 款財産収入、1,000円、292円、収入済額同額でございます。0円、0円。

6 款繰入金、4,344万2,000円、4,344万1,999円、収入済額同額で  
ございます。0円、0円。

7 款繰越金、3,333万1,000円、5,267万7,273円、収入済額同額で  
ございます。0円、0円。

8 款諸収入、10万7,000円、955万1,260円、954万5,429円、  
0円、5,831円。

歳入合計、予算現額7億758万4,000円、調定額7億7,310万4,895  
円、収入済額7億5,201万8,076円、不納欠損額141万6,028円、収入  
未済額1,967万791円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

1 款総務費、2 8 2 万 1, 0 0 0 円、2 6 8 万 1, 1 5 5 円、0 円、1 3 万 9, 8 4 5 円。

2 款保険給付費、4 億 6, 8 2 6 万 4, 0 0 0 円、4 億 6, 8 1 4 万 3, 2 4 1 円、0 円、1 2 万 7 5 9 円。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 億 8, 1 9 5 万 6, 0 0 0 円、1 億 8, 1 9 5 万 3, 0 3 4 円、0 円、2, 9 6 6 円。

4 款共同事業拠出金、1, 0 0 0 円、1 0 5 円、0 円、8 9 5 円。

6 款保険事業費、1, 0 4 9 万 5, 0 0 0 円、1, 0 2 2 万 3, 1 0 5 円、0 円、2 7 万 1, 8 9 5 円。

7 款公債費、4 0 3 万円、4 0 0 万円、0 円、3 万円。

8 款諸支出金、3, 5 0 1 万 7, 0 0 0 円、3, 4 6 9 万 9, 3 0 7 円、0 円、3 1 万 7, 6 9 3 円。

めくっていただきまして、9 款予備費、5 0 0 万円、0 円、0 円、5 0 0 万円。

歳出合計、予算現額 7 億 7 5 8 万 4, 0 0 0 円、支出済額 7 億 1 6 9 万 9, 9 4 7 円、翌年度繰越額 0 円、不用額 5 8 8 万 4, 0 5 3 円。

歳入歳出差引残額 5, 0 3 1 万 8, 1 2 9 円。

令和元年度 9 月 1 1 日提出、和東町長 堀忠雄。

めくっていただきまして、平成 3 0 年度和東町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算。

歳入でございます。

1 款診療収入、6, 2 9 0 万 8, 0 0 0 円、6, 2 4 3 万 1, 5 4 6 円、6, 2 4 2 万 7, 5 0 6 円、4, 0 4 0 円、0 円。

2 款使用料及び手数料、3 5 万円、3 4 万 5, 8 0 0 円、収入済額同額でございます。0 円、0 円。

5 款繰越金、879万6,000円、879万6,659円、収入済額同額でございます。0円、0円。

6 款繰入金、2,000万円、調定額・収入済額同額でございます。0円、0円。

7 款財産収入、1,000円、14円、収入済額同額でございます。0円、0円。

8 款諸収入、733万3,000円、735万9,760円、収入済額同額でございます。0円、0円。

歳入合計、予算現額9,938万8,000円、調定額9,893万3,779円、収入済額9,892万9,739円、不納欠損額4,040円、収入未済額0円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

1 款総務費、6,787万8,000円、6,677万2,889円、0円、110万5,111円。

2 款医業費、3,151万円、3,055万9,203円、0円、95万797円。

3 款公債費、全て0円でございます。

5 款予備費、全て0円でございます。

歳出合計、予算現額9,938万8,000円、支出済額9,733万2,092円、翌年度繰越額0円、不用額205万5,908円。

歳入歳出差引残額159万7,647円。

令和元年9月11日提出、和束町長 堀忠雄。

続きまして、認定第4号をご説明申し上げます。

議案書をお願いいたします。

#### 認定第4号

平成30年度和束町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度和束町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月11日提出

和束町長 堀 忠雄

決算書の25ページ、26ページをお願いいたします。

平成30年度和束町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算。

歳入でございます。

1款使用料及び手数料、7,884万円、9,660万9,703円、8,199万4,292円、0円、1,461万5,411円。

2款分担金及び負担金、799万7,000円、767万4,804円、収入済額同額でございます。0円、0円。

3款国庫支出金、3,232万8,000円、調定額・収入済額・不納欠損額・収入未済額、0円でございます。

5款繰入金、5,278万6,000円、調定額・収入済額同額でございます。0円、0円。

6款繰越金、1,348万7,000円、1,348万9,471円、収入済額同額でございます。0円、0円。

7款諸収入、1,200万7,000円、1,787万8,938円、1,285万1,210円、0円、502万7,728円。

8款町債、1億4,170万円、3,990万円、収入済額同額でございます。0円、0円。

歳入合計、予算現額3億3,914万5,000円、調定額2億2,833万8,916円、収入済額2億869万5,777円、不納欠損額0円、収入未済額1,964万3,139円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

1款総務費、6,411万1,000円、5,920万2,791円、0円、490万8,209円。

2 款施設費、1 億 8,255 万 5,000 円、4,721 万 5,640 円、1 億 3,482 万 6,000 円、51 万 3,360 円。

3 款公債費、9,148 万 4,000 円、9,102 万 416 円、0 円、46 万 3,584 円。

4 款予備費、89 万 5,000 円、0 円、0 円、89 万 5,000 円。

5 款諸支出金、10 万円、9 万 9,034 円、0 円、966 円。

歳出合計、予算現額 3 億 3,914 万 5,000 円、支出済額 1 億 9,753 万 7,881 円、翌年度繰越額 1 億 3,482 万 6,000 円、不用額 678 万 1,119 円。

歳入歳出差引残額 1,115 万 7,896 円。

令和元年 9 月 11 日提出、和束町長 堀忠雄。

続きまして、認定第 5 号をご説明申し上げます。

議案書をお願いいたします。

#### 認定第 5 号

#### 平成 30 年度和束町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定 について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度和束町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 11 日提出

和束町長 堀 忠 雄

決算書の 29 ページ、30 ページをお願いいたします。

平成 30 年度和束町下水道事業特別会計歳入歳出決算。

歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、0 円、60 万円、0 円、0 円、60 万円。

2 款使用料及び手数料、3,015 万 2,000 円、3,683 万 7,793 円、3,072 万 5,937 円、0 円、611 万 1,856 円。

5 款繰入金、1 億 5,056 万円、調定額・収入済額同額でございます。0 円、0 円。

6 款繰越金、200 万円、239 万 2,948 円、収入済額同額でございます。0 円、0 円。

7 款諸収入、1,000 円、調定額・収入済額・不納欠損額・収入未済額、0 円でございます。

8 款町債、4,000 万円、調定額・収入済額同額でございます。0 円、0 円。

歳入合計、予算現額 2 億 2,271 万 3,000 円、調定額 2 億 3,039 万 741 円、収入済額 2 億 2,367 万 8,885 円、不納欠損額 0 円、収入未済額 671 万 1,856 円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

1 款総務費、1,446 万 7,000 円、1,417 万 157 円、0 円、29 万 6,843 円。

2 款管理費、4,626 万 2,000 円、4,222 万 287 円、350 万円、54 万 1,713 円。

4 款公債費、1 億 6,158 万 3,000 円、1 億 6,148 万 303 円、0 円、10 万 2,697 円。

5 款予備費、40 万 1,000 円、0 円、0 円、40 万 1,000 円。

歳出合計、予算現額 2 億 2,271 万 3,000 円、支出済額 2 億 1,787 万 747 円、翌年度繰越額 350 万円、不用額 134 万 2,253 円。

歳入歳出差引残額 580 万 8,138 円。

令和元年 9 月 11 日提出、和束町長 堀忠雄。

続きまして、認定第 6 号をご説明申し上げます。

議案書をお願いいたします。

認定第 6 号

平成30年度和束町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度和束町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月11日提出

和束町長 堀 忠雄

決算書の33ページ、34ページをお願いいたします。

平成30年度和束町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算。

歳入でございます。

1 款保険料、1 億1,898万5,000円、1 億3,246万2,667円、1 億2,756万8,050円、34万913円、455万3,704円。

2 款使用料及び手数料、1,000円、調定額・収入済額・不納欠損額・収入未済額、0円でございます。

3 款国庫支出金、1 億4,768万7,000円、1 億4,768万8,529円、収入済額同額でございます。0円、0円。

4 款支払基金交付金、1 億5,508万5,000円、1 億5,508万5,432円、収入済額同額でございます。0円、0円。

5 款府支出金、9,014万2,000円、9,014万2,202円、収入済額同額でございます。0円、0円。

6 款財産収入、1,000円、208円、収入済額同額でございます。0円、0円。

7 款繰入金、8,322万4,000円、8,211万534円、収入済額同額でございます。0円、0円。

8 款諸収入、2,000円、2万8,289円、収入済額同額でございます。0円、0円。

9 款繰越金、2,587万3,000円、2,587万3,535円、収入済額同額で

ございます。0円、0円。

めくっていただきまして、歳入合計、予算現額6億2,100万円、調定額6億3,339万1,396円、収入済額6億2,849万6,779円、不納欠損額34万913円、収入未済額455万3,704円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

1款総務費、775万4,000円、744万3,050円、0円、31万950円。

2款保険給付費、5億6,247万4,000円、5億6,242万2,196円、0円、5万1,804円。

4款地域支援事業費、3,008万8,000円、2,914万3,560円、0円、94万4,440円、5款基金積立金、500万円、支出済額同額でございます。0円、0円。

6款公債費、全て0円でございます。

7款諸支出金、1,539万4,000円、1,539万3,020円、0円、980円。

めくっていただきまして、8款予備費、29万円、0円、0円、29万円。

歳出合計、予算現額6億2,100万円、支出済額6億1,940万1,826円、翌年度繰越額0円、不用額159万8,174円。

歳入歳出差引残額909万4,953円。

令和元年9月11日提出、和束町長 堀忠雄。

めくっていただきまして、平成30年度和束町介護保険特別会計（サービス事業勘定）歳入歳出決算。

歳入でございます。

1款サービス収入、315万円、315万400円、収入済額同額でございます。0円、0円。

2款繰入金、133万8,000円、調定額・収入済額同額でございます。0円、

0円。

3款繰越金、14万2,000円、14万2,095円、収入済額同額でございます。

0円、0円。

歳入合計、予算現額463万円495円、収入済額463万495円、不納欠損額0円、収入未済額0円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

1款総務費、363万6,000円、353万5,671円、0円、10万329円。

2款事業費、90万1,000円、86万9,130円、0円、3万1,870円。

3款予備費、9万3,000円、0円、0円、9万3,000円。

歳出合計、予算現額463万円、支出済額440万4,801円、翌年度繰越額0円、不用額22万5,199円。

歳入歳出差引残額22万5,694円。

令和元年9月11日提出、和束町長 堀忠雄。

続きまして、認定第7号をご説明申し上げます。

議案書をお願いいたします。

#### 認定第7号

平成30年度和束町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度和束町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月11日提出

和束町長 堀 忠雄

決算書の45ページ、46ページをお願いいたします。

平成30年度和束町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。

歳入でございます。

1 款保険料、4,214万6,000円、4,422万3,102円、4,223万8,984円、0円、198万4,154円。

2 款使用料及び手数料、全て0円となっております。

3 款繰入金、2,211万5,000円、2,211万4,429円、収入済額同額でございます。0円、0円。

4 款繰越金、39万9,000円、39万9,006円、収入済額同額でございます。0円、0円。

5 款諸収入、319万円、319万104円、収入済額同額でございます。0円、0円。

歳入合計、予算現額6,785万円、調定額6,992万6,641円、収入済額6,794万2,487円、不納欠損額0円、収入未済額198万4,154円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

1 款総務費、61万1,000円、52万6,803円、0円、8万4,197円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、約241万7,000円、6,241万5,186円、0円、1,814円。

3 款保険事業費、447万3,000円、446万8,271円、0円、4,729円。

4 款諸支出金、12万円、11万9,125円、0円、875円。

5 款予備費、22万9,000円、0円、0円、22万9,000円。

歳出合計、予算現額6,785万円、支出済額6,752万9,385円、翌年度繰越額0円、不用額32万615円。

歳入歳出差引残額41万3,102円。

令和元年9月11日提出

和東町長 堀 忠雄

以上をもちまして、決算書の説明を終わらせていただきます。

事項別明細書につきましては、各担当課長よりご説明させていただきます。

○委員長（岡田 勇君）

会議説明の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩します。

休憩（午前11時30分～午後1時30分）

○委員長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開き、説明を続けます。

これより、決算事項別明細書の説明に入りますが、特に主なもの、重要なもののみ  
簡単明瞭に説明をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうからは、平成30年度歳入歳出決算事項別明細書に基づきまし  
て、最初に、平成30年度和束町一般会計のほうから説明をさせていただきます。

1ページ、2ページをお願いしたいと思います。

委員長からありましたように、主立ったもののみの説明とさせていただきますので、  
よろしく願いいたします。

歳入でございます。

1款町税、1項町民税、1目個人、収入済額が1億5,007万2,254円、不納  
欠損7万4,200円、収入未済額266万7,117円でございます。

主なものにつきましては、現年課税分ということで均等割が627万3,180円、  
所得割が1億4,133万7,719円となっております。

次に、同款、2項固定資産税、1目固定資産税、1億9,682万3,850円が収  
入済額でございます。なお、不納欠損額が73万1,769円、収入未済額が1,09  
3万9,440円でございます。

主なものにつきましては、1節現年課税分ということで1億9,306万8,600  
円、そのうち土地で5,487万5,500円、家屋で7,477万9,900円、償却

資産で6,341万3,200円となっております。

同款、3項軽自動車税、1目軽自動車税で収入済額が2,017万2,361円、不納欠損額が23万8,300円、収入未済額が110万3,769円となっております。

主なものにつきましては、1節現年課税分ということで、収入済額が1,981万800円でございます。

めくっていただきまして、6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金で6,115万6,000円の収入済額でございます。

続きまして、10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、これにつきましては、16億1,908万7,000円、うち普通交付税が14億3,423万5,000円、特別交付税が1億8,485万2,000円でございます。

続いて、7ページ、8ページでございます。

12款分担金及び負担金、2項負担金、1目総務費負担金で6,427万8,032円収入済額でございます。

主なものとしたしましては、1節総務管理費負担金、相楽東部広域連合職員人件費負担金として5,896万9,589円、京都地方税機構派遣職員人件費負担金としたしまして530万8,443円歳入をしております。

同款、同項、2目民生費負担金ということで1,457万441円の収入済額でございます。

主なものにつきましては、2節児童福祉費負担金ということで1,395万360円歳入しております。そのうち保育料で1,080万5,160円、学童保育所保育料で304万5,000円歳入をしております。

続きまして、めくっていただきまして、13款使用料及び手数料、1項使用料で、5目土木使用料でございます。11ページ、12ページでございます。1,213万6,728円の歳入でございます。収入未済額につきましては、1,664万185円となっております。

主な歳入でございますが、1節道路使用料としまして250万5,980円、2節住宅使用料で963万748円、そのうち町営住宅使用料として826万7,912円歳入をしております。

続きまして、13ページ、14ページでございます。

同款、2項手数料、3目衛生手数料で1,001万452円の収入済額でございます。

主なものにつきましては、次ページの2節清掃手数料ということで、収入済額987万2,352円ということで、し尿券売捌手数料でございます。

続きまして、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金で8,180万932円の収入済額でございます。

主なものとしたしまして、1節社会福祉費負担金で5,888万933円、このうち障害者自立支援給付費負担金で4,820万7,500円の歳入がございます。

あと、54節児童手当国庫負担金といたしまして2,491万9,999円歳入をしております。

同款、同項、3目災害復旧費国庫負担金ということで2,066万5,000円の収入済額でございます。

これにつきましては、1節公共土木施設災害復旧費負担金ということで、道路橋りょう災害復旧費負担金で1,818万7,000円の歳入でございます。

同款、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金ということで981万6,054円を歳入しております。

これにつきましては、地方創生推進交付金が主なものでございます。

続きまして、21ページ22ページをお願いいたします。

同項、4目土木費国庫補助金ということで5,236万円の収入済額でございます。これにつきましては、社会資本整備総合交付金道路分として歳入をしております。

続いて、同款、同項、8目商工費国庫補助金ということで1,456万4,454円

の収入済額でございます。

主なものといたしまして、1節商工費補助金ということで、地方創生推進交付金1,396万4,454円が主なものでございます。

23ページ、24ページをお願いいたします。

15款府支出金、1項府負担金、1目民生費府負担金で6,314万9,502円の収入済額でございます。

主なものといたしまして、1節社会福祉費負担金で4,286万9,432円、このうち国庫基盤安定負担金が1,979万837円、障害者自立支援給付費負担金で2,218万886円でございます。

25ページ、26ページで3節老人福祉費負担金といたしまして、後期高齢者医療保険基盤安定負担金1,441万7,571円歳入をさせていただいております。

同款、2項府補助金、1目総務費府補助金で2,093万2,000円の収入済額がございます。

主なものといたしまして、総務費管理補助金ということで2,088万6,000円、このうち市町村未来づくり交付金、市町村体制づくり支援交付金が主なものとなっているところでございます。

少しページをめくっていただきまして、31ページ、32ページをよろしくお願ひしたいと思います。

同款、同項、2目民生費府補助金で3,777万7,362円の収入済額でございます。

主なものが、1節社会福祉費補助金で2,615万4,362円、これにつきましては、老人医療給付で543万1,142円、重度心身障害老人健康保険管理事業費補助金が270万8,400円、福祉医療給付で331万8,000円、隣保館運営等事業費補助金で667万4,000円の歳入をしているところでございます。

また、2節児童福祉費補助金といたしまして1,162万3,000円の歳入がござ

います。

主なものにつきましては、市町村未来づくり交付金、子ども・子育て支援交付金等が該当いたします。

41ページ、42ページをお願いいたします。

同款、同項、4目農林業費府補助金ということで、3,388万2,084円の収入済額でございます。

主なものにつきましては、1節農業費補助金ということで2,454万1,834円の収入済額がございまして、主なものが農業委員会補助金が255万1,600円、中山間地域等直接支払交付事業補助金が363万5,797円、共同製茶等省力化推進事業補助金で244万4,000円、青年就農給付金975万円、多面的機能支払交付金事業補助金121万2,000円が主なものでございます。

続きまして、少しページをめくっていただきまして、51ページ、52ページをお願いいたします。

同款、同項、9目災害復旧費府補助金で2,102万6,007円の収入済額がございまして。

これにつきましては、1節農林業施設災害復旧費補助金ということで2,102万6,007円、そのうち農業用施設災害復旧費補助金で1,698万5,036円が主なものでございます。

同款、3項委託金ということで、1目総務費委託金でございます。収入済額が1,212万3,318円。

主なものといたしまして、1節徴税費委託金で563万5,217円、これにつきましては、個人府民税取扱費委託金、めくっていただきまして、53ページ、54ページの3節選挙費委託金ということで625万6,816円、これにつきましては、京都府知事選挙委託金412万9,520円、京都府議会議員選挙委託金212万7,296円を歳入させていただいております。

続いて、57ページ、58ページをお願いしたいと思います。

17款寄付金、1項寄付金、3目総務費寄付金ということで121万円収入済額が  
ございます。

これにつきましては、1節和束町ふるさと応援寄付金ということで、同額を歳入さ  
せていただいております。

59ページ、60ページでございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、2目減債基金繰入金ということで5,441万5,  
700円の収入済額でございます。

これにつきましては、減債基金の繰入金ということでございますので、よろしくお  
願いいたします。

また、53目すこやかエンジェル基金繰入金ということで、550万円、基金より  
繰り入れをさせていただいております。

61ページ、62ページをお願いします。

57目農業共済事業振興基金繰入金ということで801万8,100円収入済額が  
ございます。

これにつきましては、農業共済振興事業繰入金ということで、全額を一般会計のほ  
うに繰り入れをさせていただきました。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、収入済額が1億2,863万9,445円  
でございます。

前年度繰越金ということで、純繰越金が1億51万6,445円、事業繰越金が2,  
812万3,000円となっているところでございます。

20款諸収入、3項貸付金元利収入、1目民生費貸付金元利収入ということで38  
1万2,000円収入済額がございます。

主なものにつきましては、2節地域総合整備資金貸付金元金収入ということで37  
0万2,000円歳入をしております。

同款、4項雑入、1目雑入でございます。3,468万2,034円の収入額でございます。

主なものにつきましては、2節雑入ということで3,099万2,736円、そのうち町有建物災害共済金で151万7,187円、ごみ袋代として390万7,500円、京都府市町村振興協会市町村等交付金で488万4,005円、体験交流センター施設使用負担金ということで207万5,088円、また、雇用促進協議会事務費負担金として1,080万9,180円の歳入がございます。

71ページ、72ページをお願いいたします。

21款町債、1項町債、1目総務債ということで6,270万円の収入済額でございます。

主なものにつきましては、総務管理債で過疎対策事業債、路線バス維持管理3,500万円、運動公園駐車場等周辺整備ということで2,770万円の歳入がございました。

同款、同項、3目農林業債、5,980万円の収入済額でございます。

主なものにつきましては、1節農業債で5,560万円、これにつきましても過疎対策事業債、お茶の駅和束整備事業として5,560万円歳入させていただいております。

また、同款、同項、4目土木債で3,850万円の収入済額でございます。

これにつきましても、1節道路橋りょう債ということで、道路拡幅改良事業に係る過疎対策事業債、歳入させていただいております。

同款、同項、5目教育債、6,190万の収入済額でございます。

これにつきましては、1節教育総務債ということで、小学校トイレ改修事業で3,100万円、中学校トイレ改修事業で2,260万円、給食設備整備事業で830万円の歳入がございました。

同款、同項、6目消防債で2,200万円。

1 節消防債で緊急防災減災事業債ということで、小型ポンプ付積載軽自動車 5 2 0 万円、同じく、防火水槽設置工事ということで 9 6 0 万円、マンホールトイレ整備ということで 4 5 0 万円歳入させていただいております。

同款、同項、7 目災害復旧債でございます。収入済額が 4, 9 6 0 万円。

主なものにつきましては、2 節公共土木施設災害復旧債ということで 4, 6 7 0 万円、道路災害復旧事業債で 4, 0 9 0 万円、河川災害復旧事業債で 5 8 0 万円の歳入でございます。

同款、同項、8 目臨時財政対策債、8, 0 8 0 万円の収入済額でございます。

歳入合計、調定額 3 3 億 4 0 万 6, 4 1 0 円、収入済額 3 2 億 5, 7 8 7 万 2 3 7 円、不納欠損額 1 0 4 万 4, 2 6 9 円、収入未済額 4, 1 4 9 万 1, 9 0 4 円でございます。

7 7 ページ、7 8 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費で 5, 4 2 6 万 8, 2 6 2 円支出をさせていただいております。

主なものが、議員報酬、事務局職員人件費となっているところでございます。

7 9 ページ、8 0 ページをお願いします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費で 3 億 5, 4 8 9 万 3, 0 3 2 円支出させていただいております。

主なものでございますが、職員人件費並びに 1 1 節需用費ということで 1, 0 3 0 万 5, 6 3 6 円、光熱費で 6 4 0 万 9, 1 8 4 円。

1 3 節委託料といたしまして 2, 7 1 8 万 5, 5 9 3 円支出しております。委託費のうち定期清掃宿日直業務委託料で 4 4 1 万 6, 3 3 6 円、和束町例規集編集委託料で 6 3 1 万 8, 0 0 0 円、電算ネットワーク保守委託料で 7 5 2 万 1, 1 2 0 円、電算システムサポート委託料として 3 3 3 万 4, 7 6 0 円支出させていただいております。

8 5 ページ、8 6 ページをお願いします。

18節備品購入費として、平成30年度、823万6,529円支出させていただいております。主なものが、総合行政情報ネットワーク機器ということで493万3,816円、ライセンス購入費ということで306万9,252円支出しております。

19節負担金補助及び交付金ということで3,600万8,910円支出させていただいております。このうち主なものが、京都府町村会情報センター負担金で1,217万165円、相楽東部広域連合負担金で2,191万4,000円支出させていただいております。

同じく、20節扶助費ということで50万4,000円支出をさせていただいております。これにつきましては、高校・大学生の奨学金ということで50万4,000円支出させていただいております。

続きまして、同款、同項、2目企画費でございます。3,869万8,328円の支出をさせていただいております。

主なものにつきましては、13節委託料1,066万6,885円、このうちスマートワーク・イン・レジデンス事業委託料で500万円、湯船地区にぎわいづくり事業新商品開発業務委託料として200万円を支出させていただいております。

また、19節負担金補助及び交付金ということで1,539万2,000円支出をさせていただいております。主なものが、和束町地域力推進協議会負担金588万4,000円、茶源郷まつり補助金250万円、移住促進住宅整備事業補助金で180万円、湯船活性化推進補助金として300万円支出させていただいております。

同款、同項、3目文書広報費でございます。1,313万8,310円支出させていただいております。

主なものにつきましては、職員人件費並びに13節委託料として124万8,912円、これにつきましては、茶源郷行政情報配信システム保守業務委託料ということで84万2,400円、14節使用料及び賃借料で383万9,184円、これにつきましても、茶源郷行政情報システムサーバー使用料ということで383万9,18

4 円支出させていただいております。

同款、同項、4 目活性化対策費ということで4,437万6,248円支出させていただいております。

主なものにつきましては、13 節委託料で942万7,636円、和東運動公園美化事業委託料で400万円、耐震診断調査委託料といたしまして367万2,000円。

15 節工事請負費で2,926万6,693円支出をさせていただいております。工事請負費ということで2,783万3,080円、空調整備工事として113万1,213円支出させていただいております。

同じく、同款、同項、7 目財産管理費ということで6,149万8,010円の支出をさせていただいております。

主なものにつきましては、25 節積立金ということで5,601万3,000円の支出でございます。財政調整基金積立金へ2,402万8,000円、減債基金積立金で3,198万5,000円支出させていただきました。

続いて、99 ページ、100 ページをお願いしたいと思います。

同款、同項、12 目交通対策費ということで3,755万2,349円支出をさせていただいております。

主なものにつきましては、19 節負担金補助及び交付金ということで3,740万5,056円、このうち路線バス運行維持補助金ということで3,506万9,254円支出をさせていただきました。

続いて、101 ページ、102 ページでございます。

同款、2 項徴税費、1 目税務総務費ということで2,661万534円支出をさせていただいております。

主なものにつきましては、職員人件費並びに19 節負担金補助及び交付金ということで406万7,736円、このうち京都地方税機構負担金として394万3,099

円支出をさせていただいております。

少しページをめくっていただきまして、113ページ、114ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費ということで2億3,551万3,402円支出をさせていただいております。

出の主なものでございますが、職員人件費並びに委託料ということで493万8,124円、このうち総合保健施設整備基本構想策定業務委託料211万6,800円、また19節負担金補助及び交付金ということで2,199万3,609円、主なものといたしまして、社協職員設置補助金1,754万4,000円でございます。

20節扶助費として1億555万8,743円支出しております。このうち福祉医療、障害者のほうで658万200円、重度心身障害老人健康管理ということで570万1,998円、障害者自立支援8,801万4,186円を支出させていただいております。

また、28節繰出金ということで4,344万1,999円支出しております。これにつきましては、国保基盤安定等繰出金ということで、同額支出をさせていただいております。

同款、同項、3目老人福祉費でございます。1億8,402万1,676円の支出済額でございます。

主なものといたしまして、19節負担金補助及び交付金ということで6,247万8,525円、このうち後期高齢者療養給付費負担金で5,721万9,843円、山城病院組合負担金介護老人保健施設事業ということで416万7,000円支出をさせていただいております。

また、20節扶助費ということで951万1,173円、これにつきましては、老人医療ということで777万839円、老人福祉施設措置ということで164万4,534円。

28節繰出金ということで1億556万2,963円、このうち介護保険事業勘定繰出金8,211万534円、介護保険サービス勘定繰出金133万8,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金2,211万4,429円支出をさせていただきました。

同款、同項、6目人権ふれあいセンター費でございます。125ページ、126ページでございます。2,822万3,884円の支出をしております。

支出の主な内訳につきましては、職員人件費でございます。

少しをページをめくって、131ページ、132ページをお願いします。

同款、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費で6,072万5,221円支出しております。

主なものにつきましては、職員人件費、13節委託料ということで722万4,127円、このバス運行业務委託料で554万4,491円。

また、20節扶助費ということで4,772万8,811円支出させていただいております。

主なものにつきましては、乳児福祉医療ということで841万6,742円、児童手当で3,664万5,000円支出をさせていただいております。

同款、同項、3目保育所費でございます。支出済額8,988万4,278円。

主なものが、職員人件費並びに需用費で1,197万4,801円、このうち賄い材料費で743万1,550円が主なものでございます。

続いて、同款、同項、4目いきいきこども館費ということで872万611円支出しております。

主なものにつきましては、職員に係る人件費でございます。

139ページ、140ページをお願いします。

同款、同項、5目放課後児童対策費ということで623万9,086円支出しております。

支出の主な内容につきましては、指導員賃金、嘱託職員の賃金でございます。

次に、141ページ、142ページをお願いいたします。

同款、同項、6目子育て支援事業費ということで1,424万1,570円支出させていただきました。

主なものにつきましては、職員人件費となっております。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費で6,054万8,257円支出をさせていただいております。

主な支出につきましては、職員人件費及び19節負担金補助及び交付金ということで3,097万2,000円支出させていただいております。これにつきましては、山城病院組合負担金で2,941万4,000円、相楽郡広域事務組合分担金休日応急診療所といたしまして1,545万5,000円支出させていただいております。

また、28節繰出金ということで2,000万円支出をさせていただいております。これにつきましては、国保直診勘定繰出金となっております。

同款、同項、2目予防費で1,587万1,360円支出をさせていただいております。

主なものにつきましては、13節委託料ということで1,452万1,843円、このうち、がん検診等検診委託料で723万8,093円、予防接種等委託料で727万2,705円支出をさせていただいております。

続いて、同款、同項、4目環境衛生費、支出済額が2億654万3,868円支出させていただきました。

主なものが、28節繰出金ということで、2億334万6,000円、これにつきましては、下水道事業特別会計繰出金1億5,056万円、簡易水道事業特別会計繰出金5,278万6,000円でございます。

同款、同項、5目共同浴場費ということで1,281万8,102円支出をしております。

支出の主なものでございますが、賃金として448万6,978円。

1 1 節需用費で7 6 7 万6, 1 7 7 円、このうち燃料費が2 9 4 万1, 0 5 6 円、光熱水費で3 2 2 万7 1 6 円支出をさせていただいております。

同款、2 項清掃費、1 目塵芥処理費で1 億2, 3 6 5 万3, 5 7 1 円支出をさせていただいております。

主なものにつきましては、1 9 節負担金補助及び交付金ということで1 億2, 2 1 1 万1, 0 0 0 円、これにつきましては、相楽東部広域連合負担金となっております。

同款、同項、2 目し尿処理費、3, 0 6 7 万1, 6 2 4 円支出をしております。

主なものにつきましては、1 9 節負担金補助及び交付金ということで3, 0 6 1 万4, 3 0 2 円、このうち相楽郡広域事務組合分担金が2, 0 0 4 万6, 0 0 0 円、同じく、し尿券ということで、相楽郡広域事務組合負担金ということで9 8 1 万3, 4 0 2 円支出をさせていただいております。

5 款農林業費、1 項農業費、2 目農業総務費で3, 8 3 9 万1, 3 7 9 円支出しております。

1 5 3 ページ、1 5 4 ページでございます。

主な支出の内容でございますが、職員人件費並びに1 3 節委託料ということで1, 0 3 2 万3, 0 0 0 円、和束茶を活かした新産業創出事業委託料ということで支出をしております。

また、1 9 節負担金補助及び交付金ということで1, 8 7 9 万6, 2 1 5 円、これにつきましては、主なものが、中山間地域等直接支払補助金4 7 9 万7, 0 7 5 円、青年就農給付金給付事業負担金9 7 5 万円が主なものでございます。

同款、同項、4 目茶業振興費で1, 0 9 3 万7, 3 4 8 円支出をさせていただいております。

主なものにつきましては、1 9 節負担金補助及び交付金ということで9 6 3 万2, 3 0 0 円、このうち出品茶推進委員会補助金で2 0 0 万円、地域ブランド育成支援事業補助金で1 5 0 万円、共同製茶等省力化推進事業補助金で2 8 5 万2, 3 0 0 円支

出させていただきます。

続いて、同款、同項、6目農業施設管理費ということで5,844万8,205円支出をさせていただきます。

主なものが15節工事請負費ということで5,400万円、これにつきましてはグリーンティ和東の改修工事でございます。

続いて、161ページ、162ページをお願いいたします。

同款、2項林業費、2目林業振興費でございます。3,062万2,230円の支出済額でございます。

主なものにつきましては、13節委託料ということで2,497万8,034円、このうちマツクイムシ防除委託料で372万5,414円、マウンテンバイクコースメンテナンス委託料で420万円、野生鳥獣個体数調整業務委託料で297万6,284円、マウンテンバイクスタートコース調整設計委託料で428万3,280円、町有林間伐等事業委託料で205万4,000円支出させていただきます。

また、19節負担金補助及び交付金ということで516万4,800円支出させていただきます。これにつきましては、有害鳥獣関係事業補助金ということで508万8,800円が主なものでございます。

続いて、6款商工費、1項商工費、1目商工振興費で1,873万7,300円支出させていただきました。

主なものといたしまして、19節負担金補助及び交付金1,872万3,000円、このうち商工会助成金で500万円、和東町雇用促進事務費負担金ということで1,082万5,000円支出させていただきます。

続きまして、同款、同項、2目観光費でございます。3,770万6,460円の支出済額でございます。

主なものといたしまして、13節委託料3,191万1,1316円支出をしております。このうち観光案内所管理運営委託料が516万円、広域観光推進業務委託料が

970万1,000円、宿泊型周ツアー等実施業務委託料249万4,800円、自転車愛好家向け商品開発業務委託料248万6,000円、サイクリスト向け商品販路開拓委託料で250万円、茶文化情報発信インバウンド観光事業委託料で460万円支出させていただいております。

次に、169ページ、170ページをお願いしたいと思います。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費ということで3,749万4,225円支出させていただいております。

主なものといたしましては、職員人件費でございます。

続いて、171ページ、172ページでございます。

同款、2項道路橋りょう費、2目道路維持費ということで1,222万9,351円支出させていただいております。

主なものにつきましては、次ページの13節委託料ということで269万6,640円、これについては測量設計業務委託料で169万6,680円、工事請負費ということで545万1,840円、これについては町道維持修繕工事ということで支出をさせていただいております。

同款、同項、3目道路新設改良費ということで9,297万5,010円支出させていただいております。

主なものにつきましては、15節工事請負費ということで8,256万3,860円、また22節補償補填及び賠償金ということで、補償金で727万1,640円支出させていただいております。

続きまして、177ページ、178ページをお願いしたいと思います。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費ということで1億4,642万6,000円支出をさせていただいております。

これにつきましては、相楽中部消防組合負担金ということで1億4,641万6,000円支出をさせていただいております。

同款、同項、2目非常備消防費ということで2,596万9,658円。

主なものにつきましては、1節報酬ということで消防団員報酬454万9,500円、8節報償費で303万1,600円、これにつきましては、退職報償金ということで295万6,000円。

また、めくっていただきまして、18節備品購入費ということで556万4,376円支出させていただいております。これにつきましては、小型動力ポンプ付積載車軽消防自動車を購入させていただきました。521万6,400円でございます。

19節負担金補助及び交付金ということで813万7,846円支出させていただいております。これについては、公務災害補償等共済掛金で583万7,446円、消防団運営経費補助金で209万7,000円支出させていただいております。

同款、同項、3目消防施設費ということで1,082万5,057円、支出済額でございます。

15節工事請負費1,055万4,257円、これは釜塚地内の防火水槽設置工事費ということで964万6,560円が主なものでございます。

次に、同款、同項、5目災害対策費ということで2,033万1,614円支出しております。

主なものにつきましては、13節委託料ということで1,797万5,520円、これにつきましては、防災無線保守委託料が485万8,920円、地域防災計画見直し業務委託料で572万4,000円、マンホールトイレ設置設計業務委託料で451万4,400円、Jアラート機器更新委託料が287万8,200円となっていてございまして。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費ということで2億2,803万3,000円支出をさせていただいております。

これにつきましては、相楽東部広域連合負担金となっていてございまして。

10款災害復旧費、1項農林業施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費で2,

532万1,476円支出をさせていただいております。

主なものといたしまして、15節工事請負費、農業用施設災害復旧工事費といたしまして2,294万9,800円支出をさせていただいているところでございます。

同款、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう施設災害復旧で6,213万4,855円支出をさせていただいております。

主なものが13節委託料で2,752万4,880円、これは道路橋りょう災害復旧に係ります測量設計業務委託料でございます。

15節工事請負費ということで、道路橋りょう災害復旧工事費3,446万9,388円支出をさせていただいているところでございます。

次に、同款、同項、2目河川災害復旧費で897万4,496円の支出でございます。

主なものといたしまして、15節工事請負費、河川災害復旧工事費で659万6,680円支出をさせていただいております。

11款公債費、1項公債費、1目元金で3億7,953万4,860円支出しております。このうち町債償還元金が3億2,511万9,164円、町債繰上償還元金で5,441万5,700円支出しております。

同款、同項、2目利子でございます。1,796万8,300円支出させていただいております。

主なものにつきましては、町債償還利子ということで1,787万4,821円でございます。

歳出合計でございますが、支出済額が31億235万8,668円、翌年度繰越額が1億2,838万8,000円、不用額が8,510万1,332円でございます。

188ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書

区分、金額の順に朗読をもって説明とさせていただきます。

1. 歳入総額 3 2 億 5, 7 8 7 万 2 3 7 円

2. 歳出総額 3 1 億 2 3 5 万 8, 6 6 8 円

3. 歳入歳出差引額 1 億 5, 5 5 1 万 1, 5 6 9 円

4. 翌年度へ繰り越すべき財源

1. 継続費 繰越額 0 円

2. 繰越明許費繰越額 2, 9 6 6 万 7, 0 0 0 円

3. 事故繰越し繰越額 0 円、計 2, 9 6 6 万 7, 0 0 0 円でございます。

5. 実質収支額 1 億 2, 5 8 4 万 4, 5 6 9 円

6. 実質収支額のうち地方自治法第 2 3 3 条の 2 の規定による基金繰入金 0 円でございます。

1 8 9 ページ以降につきましては、財産に関する調を載せさせていただいておりますので、また、お目通しのほうをよろしくお願いいたします。

続きまして、1 9 7 ページ、1 9 8 ページをお願いします。

引き続き、私のほうからは、平成 3 0 年度和東町湯船財産区特別会計につきまして説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

これにつきましても、主立ったもののみの説明とさせていただきますので、よろしくをお願いします。

1 款財産収入、2 項財産売払収入、2 目物品売払収入、8 6 5 万 2 6 2 円収入済額でございます。

これにつきましては、1 節物品売払収入ということで、立木伐採保証料として歳入をしているところでございます。

3 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金ということで 2 5 0 万円の歳入がございます。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金ということで、1 節前年度繰越金ということ

で80万7,585円の歳入がございました。

歳入合計でございます。調定額が1,265万1,273円、収入済額が1,265万1,273円、不納欠損額が0円、収入未済額は0円でございます。

続いて、201ページ、202ページをお願いいたします。

続いて、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費ということで312万1,792円支出をさせていただいております。

これにつきましては、主なものは職員人件費となっております。

同款、同項、2目財産管理費で875万3,514円支出をさせていただいております。

25節積立金ということで、支出済額が855万4,564円、これにつきましては、財政調整基金積立金として同額積み立てをさせていただいております。

歳出合計、支出済額が1,189万306円、翌年度繰越額が0円、不用額が140万4,694円でございます。

206ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ということで、区分、金額の順に説明をさせていただきます。

1. 歳入総額1,265万1,273円、
2. 歳出総額繰入総額1,189万306円
3. 歳入歳出差引額76万967円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源

いずれもございません。

5. 実質収支額76万967円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金0円

207ページ以降、財産に関する調をつけさせていただいております。また、お目通しのほうをよろしくをお願いいたします。

なお、ほかの特別会計につきましては、それぞれの担当課長のほうから説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

続きますので、私から、認定第3号 平成30年度和束町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算につきまして、事項別明細書により説明をさせていただきます。

なお、説明は主なもののみとさせていただきます。

まず、213ページ、214ページの歳入からでございます。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、収入済額が1億5,718万1,365円、不納欠損額141万428円、収入未済額1,963万9,560円でございます。

収入の主なものといたしまして、1節医療給付費分現年課税分で1億548万7,283円、2節後期高齢者支援金分現年課税分で3,272万815円、3節介護納付金分現年課税分で1,148万1,549円でございます。

同款、同項、2目退職被保険者等国民健康保険税、収入済額が103万318円、不納欠損額5,600円、収入未済額が2万5,400円でございます。

めくっていただきまして、215ページ、216ページをお願いいたします。

4款府支出金、2項府補助金、1目保険給付費等交付金、4億8,804万3,000円。

内訳といたしまして、1節普通交付金で4億6,302万9,000円、2節特別交付金で2,501万4,000円でございます。

めくっていただきまして、217ページ、218ページでございます。

6款繰入金、2項一般会計繰入金、1目保険基盤安定繰入金、保険税軽減分でございますが、収入済額が2,215万7,935円でございます。

また、同款、同項、2目保険基盤安定繰入金の保険者支援分として1,268万9,547円収入済みとなっております。

めくっていただきまして、同款、同項、5目財政安定化支援事業繰入金として294万2,653円でございます。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で5,267万7,273円、1節前年度繰越金でございます。

8款諸収入、4項雑入、めくっていただきまして、221ページになりますが、5目療養給付費等交付金787万7,061円の収入でございます。過年度分でございます。

歳入合計、調定額が7億7,310万4,895円、収入済額7億5,201万8,076円、不納欠損額141万6,028円、収入未済額1,967万791円でございます。

めくっていただきまして、223ページ、224ページから歳出でございます。

歳出につきましても、歳入と同様に説明をさせていただきます。

まず、225ページ、226ページの2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費で3億9,980万1,856円でございます。

2目退職被保険者等療養給付費で205万6,944円、3目一般被保険者療養費で356万2,111円でございます。

同款、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費で5,712万6,184円でございます。

めくっていただきまして、227ページ、228ページ。

同款、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金で252万円の支出済みでございます。6件分の支出でございます。

めくっていただきまして、229ページ、230ページ。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費

分として1億2,484万1,802円支出しております。

2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分で4,035万1,054円支出しております。

めくっていただきまして、同款、3項介護納付金分、1目介護納付金分で1,612万6,338円支出しております。

以上が、京都府への納付金でございます。

6款保健事業費、1項保健事業費、1目疾病予防費で622万3,050円の支出でございます。

主なものといたしまして、13節委託料で547万7,496円、人間ドックの検査委託料として、そのうち480万5,618円を支出しております。

続きまして、同じページでございますが、同款、2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、233ページになりますが、支出は397万8,210円支出しております。

主なものといたしましては、13節委託料で370万86円、特定健康診査委託料でございます。

7款公債費、1項公債費、1目元金400万円でございます。償還金でございます。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金として1,461万3,615円でございます。

23節償還金利子及び割引料となっております。

めくっていただきまして、235ページ、236ページでございます。

同款、4項基金積立金、1目財政調整基金積立金ということで2,000万円の財政調整基金に積み立てをしております。

歳出合計、支出済額が7億169万9,947円、翌年度繰越額0円、不用額588万4,053円でございます。

めくっていただきまして、238ページ、実質収支に関する調書でございます。

区分、金額の順に申し上げます。

1. 歳入総額 7 億 5,201 万 8,076 円

2. 歳出総額 7 億 169 万 9,947 円

3. 歳入歳出差引額 5,031 万 8,129 円

4. 翌年度へ繰り越すべき財源はございません。

5. 実質収支額 5,031 万 8,129 円

6. 実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額は、0 円  
でございます。

239 ページ、240 ページに財産に関する調をつけておりますので、お目通しい  
ただきたいと思えます。

以上、平成 30 年度国民健康保険特別会計（事業勘定）につきましての説明とさせ  
ていただきます。

なお、直営診療施設勘定につきましては、診療所事務長と説明を交代させていただ  
きます。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

会議説明の途中ですが、ただいまから午後 2 時 45 分まで休憩します。

休憩（午後 2 時 32 分～午後 2 時 45 分）

○委員長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開き、説明を続けます。

国民健康保険診療所事務長。

○診療所事務長（久保順一君）

続きまして、私のほうからは、平成 30 年度和東町国民健康保険特別会計（直診勘  
定）歳入歳出決算につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。主な  
もののみとさせていただきます。

241、242ページをよろしく申し上げます。

歳入でございます。

1款診療収入、2項外来収入、1目国民健康保険診療収入です。1節現年度分につきまして、収入済額が1,214万3,896円でございます。

7目後期高齢者医療保険診療報酬収入としまして、1節現年度分としまして3,318万1,844円の収入となっております。

めくっていただきまして、243、244ページでございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金としまして1節前年度繰越金です。879万6,659円ということで、純繰越金でございます。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金としまして1節一般会計繰入金2,000万円となっております。

8款諸収入、2項受託収入、1目検診等受託収入でございます。収入済額が700万4,880円となっております。

めくっていただきまして、245、246ページでございます。

歳入合計でございます。調定額が9,893万3,779円、収入済額が9,892万9,739円、不納欠損額が4,040円、収入未済額が0円でございます。

めくっていただきまして、247、248ページでございます。

歳出でございます。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費としまして支出済額が6,661万5,602円ということでございます。

主なものとしましては職員の人件費と、そして11節需用費で403万3,000円、そのうち修繕費が159万1,566円となっております。

めくっていただきまして、同款、同目でございます。13節委託料で収入済額が311万4,726円、このうちの診療所医師派遣業務委託料としまして142万5,600円の支出となっております。

それと、15節工事請負費として184万1,249円となっております。

めくっていただきまして、2款医業費、1項医業費、3目医薬品衛生材料費としまして11節需用費2,526万9,351円、これにつきましては医薬品材料費でございます。

歳出合計でございます。支出済額が9,733万2,092円、翌年度繰越額は0円、不用額が205万5,908円となっております。

めくっていただきまして、253、254ページでございます。

実質収支に関する調書でございます。

区分、金額の順に朗読させていただきます。

1. 歳入総額9,892万9,739円

2. 歳出総額9,733万2,092円

3. 歳入歳出差引額159万7,647円

4. 翌年度へ繰り越すべき財源としましては、ございません。

5. 実質収支額につきましては159万7,647円

6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は、0円でございます。

次に、255から260ページにつきましては財産に関する調が掲載されていますので、後ほどお目通しのほうをよろしくお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうからは、事項別明細書261ページ、平成30年度和束町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書に基づきまして、重要なもののみのご説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、歳入でございます。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 項水道使用料としまして現年度分 8,000 万 4,182 の収入でございます。過年度分としまして 192 万 9,400 円の収入でございます。

続きまして、2 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目施設分担金としまして 1 節施設分担金現年度分で工事分担金 673 万 5,204 円でございます。

めくっていただきまして、5 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金でございます。一般会計より 5,278 万 6,000 円の繰り入れをしております。

続きまして、6 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、1 節前年度繰越金でございます。純繰越金として 1,348 万 9,471 円でございます。

7 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入でございます。1 節雑入で消費税還付金として 1,258 万 4,485 円の収入でございます。

めくっていただきまして、同款、3 項延滞金加算金及び過料、2 目過料で 22 万円、収入未済額が 502 万 7,728 円、過料でございます。

8 款町債、1 項町債、1 目施設費、1 節施設費として水道施設整備事業費債として 3,990 万円の収入済みでございます。

歳入合計でございますが、2 億 869 万 5,777 円、収入未済額につきましては 1,964 万 3,139 円となっております。

めくっていただきまして、歳出でございます。歳出につきましても、主なもののみの説明とさせていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、1 1 節需用費でございます。支出済額が 1,537 万 7,898 円。主なものとして、光熱水費で 610 万 8,066 円、修繕費で 695 万 4,876 円、医薬品材料費で 170 万 4,672 円。

めくっていただきまして、同款、同項、同目の 1 2 節役務費で通信運搬費として 273 万 4,152 円、1 3 節委託料で水道メーター交換委託料として 264 万 6,000

0円、同じく、25節積立金としまして、簡易水道事業減債基金積立金に1,100万円でございます。

めくっていただきまして、2款施設費、1項施設費、1目施設費、15節工事請負費で統合簡易水道事業整備工事ということで3,789万2,000円でございます。

3款公債費、1項公債費、1目元金、2目利子ということで償還金利子及び割引料で償還金で7,073万9,348円、利子としまして2,028万1,068円でございます。

歳出合計でございますが、支出済額が1億9,753万7,881円、翌年度に繰り越しとしまして1億3,482万6,000円、不用額として678万1,119円でございます。

めくっていただきまして、実質収支に関する調書でございます。区分、金額で説明させていただきます。

1. 歳入総額 2億869万5,777円
2. 歳出総額 1億9,753万7,881円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源としまして、繰越明許費繰越額として69万8,000円
5. 実質収支額 1,045万9,896円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は、0円でございます。

そのあと、財産に関する調書をつけさせていただいております。後、お目通しのほうをよろしく願いいたします。

引き続きまして、平成30年度和束町下水道事業特別会計歳入歳出決算事項別明細により、下水道事業の歳入歳出についての説明を続けさせていただきます。

まず、歳入でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料でございます。

1 節下水道使用料現年度分としまして3,027万540円の収入済みでございます。過年度分としまして40万1,937円の収入済みでございます。

めくっていただきまして、同款、1項一般会計繰入金ということで、1目一般会計繰入金、一般会計より1億5,056万円の繰り入れを行っております。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金ということで、純繰越金として239万2,948円の繰り越しを入れております。

8款町債、1項町債、1目下水道事業債で1節特定環境保全公共下水道事業債として4,000万円を入れております。

歳入合計ですが、収入済額2億2,367万8,885円、収入未済額につきましては671万1,856円となっております。

めくっていただきまして、歳出でございます。

もう1枚めくっていただきまして、歳出の2款管理費、1項施設管理費、1目施設管理費でございます。

主なものとしましては、11節需用費で光熱水費367万9,010円、修繕費で524万3,940円。

13節委託料で処理場運転管理委託料としまして1,944万円、汚泥処理及び運搬委託料として443万7,951円でございます。

同款、同項、2目管渠管理費でございます。

同じくこちらも11節需用費で光熱水費225万6,656円、修繕費で448万1,244円。

12節役務費で、通信運搬費が69万9,238円。

13節委託料で、下水道運搬委託料として44万9,540円。これにつきましては、昨年の台風のときの停電に伴う委託料でございます。

めくっていただきまして、4款公債費、1項公債費、1目元金、2目利子ということで23節償還金利子及び割引料として償還金が1億3,018万2,725円、利子

としまして3,129万7,578円。

歳出合計ですが、支出済額が2億1,787万747円、翌年度へ繰り越した額が350万円、不用額として124万2,253円でございます。

めくっていただきまして、実質収支に関する調書でございます。これも同様、区分、金額で読み上げさせていただきます。

1. 歳入総額2億2,367万8,885円

2. 歳出総額2億1,787万747円

3. 歳入歳出差引額580万8,138円

4. 翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額として350万円

5. 実質収支額につきましては230万8,138円

6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額については、0円でございます。

次のページから財産に関する調書をつけさせていただきます。後、お目とこのほうをよろしくお願いいたします。

慎重審議の上、承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私からは、認定第6号 平成30年度和東町介護保険特別会計の歳入歳出決算につきまして、事項別明細に基づきまして、主なもののみ説明させていただきます。

まず、初めに、保険事業勘定のほうからさせていただきます。

歳入でございます。

1款保険料、1項介護保険料、収入済額1億2,756万8,050円。

主なものといたしましては、1節現年度分の特別徴集保険料で1億2,103万6,

680円、2節現年度分の普通徴集保険料594万8,430円でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金で9,941万924円。これにつきましては、1節現年度分ということでございます。

同款、2項国庫補助金、1目調整交付金、収入済額3,939万8,000円、1節現年度分の調整交付金ということでございます。

おめくりいただきまして、299ページ、300ページをお願いします。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金で1億4,838万3,000円、これにつきましても1節現年度分の給付費の交付金でございます。

おめくりいただきまして、301ページ、302ページのほうをお願いします。

5款府支出金、1項府負担金、1目介護給付費負担金で収入済額8,556万円、これにつきましても1節現年度分、介護給付費の負担金でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、収入済額7,030万2,766円、これにつきましても、1節介護給付費の繰入金となっております。

同款、同項、4目その他一般会計繰入金、収入済額579万5,050円、これにつきましては、1節事務費等の繰入金ということになっております。

おめくりいただきまして、305ページ、306ページをお願いします。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、収入済額2,587万3,535円、これにつきましては、1節前年度繰越金ということになっております。

歳入合計、調定額6億3,339万1,396円、収入済額6億2,849万6,779円、不納欠損額34万913円、収入未済額455万3,704円でございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、支出済額308万6,357円。

主なものといたしまして、19節負担金補助及び交付金で149万2,974円。これにつきましては、New-TRY-Xのサポートの負担金、また、法制度の改正に伴う改修の負担金となっております。

同款、3項介護認定審査会費、1目認定調査等費229万9,277円。

これにつきましては、認定調査に係る賃金となっております。

同款、同項、2目認定審査会委託負担金、支出済額159万3,840円。

これにつきましては、19節負担金補助及び交付金で、介護認定審査会に係る費用の負担金でございます。

2款保険給付費、21項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、支出済額2億1,068万9,226円。

19節負担金補助及び交付金ということで、全額負担金となっております。

同款、同項、5目施設介護サービス給付費、支出済額2億5,443万6,917円。

これにつきましても、19節負担金補助及び交付金となっております。

同款、同項、9目居宅介護サービス計画給付費、支出済額2,230万7,124円。

19節負担金補助及び交付金ということで、これにつきましては、介護プラン作成に係る介護支援専門員の費用となっております。

同款、2項介護予防サービス等諸経費、1目介護予防サービス給付費、支出済額911万4,299円。

19節負担金補助及び交付金ということで、これにつきましては、要支援者1、2の方の介護サービス費の負担金となっております。

おめくりいただきまして、313ページ、314ページをお願いします。

同款、同項、7目介護予防サービス計画給付費、支出済額237万9,100円。

19節負担金補助及び交付金で、要支援者に係る介護支援プランの作成の費用となっております。

同款、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、支出済額1,492万457円。

19節負担金補助及び交付金ということで、一定の負担限度を超える介護費用の支払額を還付するものでございます。

おめくりいただきまして、315ページ、316ページをお願いします。

同款、5項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、支出済額4,038万3,240円。

19節負担金補助及び交付金で、施設入所短期入所サービスに係る食費、居住費の軽減に係る負担金となっております。

4款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費、2目介護予防ケアマネジメント事業費といたしまして507万8,178円。

これにつきましては、職員の人件費となっております。

同款、2項一般会計予防事業費、1目一般介護予防事業費、支出済額424万6,800円。

13節委託料といたしまして、これにつきましては、一般の介護予防といたしまして、いきいき元気塾なりすこやかファイト教室、シニアライフサポート学級などの介護予防教室の事業所への委託料となっております。

同款、3項包括的支援事業任意事業費、2目総合相談事業費、支出済額537万7,229円、これにつきましては、職員の給与となっております。

また、7節賃金としまして315万2,643円、これにつきましては、臨時職員の賃金となっております。

おめくりいただきまして、321ページ、322ページをお願いします。

同款、同項、10目認知症初期集中支援推進事業、支出済額15万円。

これにつきましては、19節負担金補助及び交付金といたしまして、相楽東部3町村で相楽東部広域連合への事業委託で、認知症の初期の方に対する集中的なケアというものの負担金でございます。

同款、同項、11目在宅医療介護連携推進事業、支出済額79万4,704円。

13節委託料といたしまして、木津川市、相楽郡の町村で相楽医師会への委託料となっております。

5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金、支出済額 5 0 0 万円。

2 5 節積立金でございます。

おめくりいただきまして、3 2 3 ページ、3 2 4 ページをお願いします。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金といたしまして、支出済額 1, 5 3 9 万 3, 0 2 0 円。

これにつきましては、2 3 節償還金利子及び割引料といたしまして、国・府への返還金 1, 5 1 1 万 4, 9 4 5 円、過誤納還付金として 2 7 万 8, 0 7 5 円となっております。

歳出合計、支出済額 6 億 1, 9 4 0 万 1, 8 2 6 円、翌年度繰越額 0 円、不用額 1 5 9 万 8, 1 7 4 円でございます。

おめくりいただきまして、3 2 6 ページをお願いします。

実質収支に関する調書。区分、金額の順に説明させていただきます。

1. 歳入総額 6 億 2, 8 4 9 万 6, 7 7 9 円

2. 歳出総額 6 億 1, 9 4 0 万 1, 8 2 6 円

3. 歳入歳出差引額 9 0 9 万 4, 9 5 3 円

4. 翌年度へ繰り越すべき財源はございません。

5. 実質収支額 9 0 9 万 4, 9 5 3 円

6. 実質収支額のうち地方自治法第 2 3 3 条の 2 の規定による基金繰入額、0 円でございます。

次ページにつきましては基金の調になっておりますので、また、お目通しください。

続きまして、3 2 9 ページ、3 3 0 ページをお願いいたします。

平成 3 0 年度和東町介護保険特別会計のサービス事業勘定に係ります歳入歳出の決算の事項別明細でございます。

まず、収入でございます。

1 款サービス収入、1 項予防給付費収入、1 目居宅支援サービス計画費収入、収入  
済額 3 1 5 万 4 0 0 円。

これにつきましては、1 節居宅支援サービス計画費収入ということでございます。

2 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金で収入済額 1 3 3 万 8 , 0  
0 0 円。

これにつきましては、一般会計への繰入金、全額でございます。

収入合計、調定額 4 6 3 万 4 9 5 円、収入済額 4 6 3 万 4 9 5 円、不納欠損額 0 円、  
収入未済額 0 円でございます。

おめくりいただきまして、3 3 1 ページ、3 3 2 ページ。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、支出済額 3 5 3 万 5 , 6 7 1 円。

これにつきましては、職員の人件費でございます。

2 款事業費、1 項居宅介護支援事業費、1 目居宅介護支援事業費、支出済額 8 6 万  
9 , 1 3 0 円。

1 3 節委託料といたしまして、介護予防計画の委託料となっております。

おめくりいただきまして、歳出合計、支出済額 4 4 0 万 4 , 8 0 1 円、翌年度繰越  
額 0 円、不用額 2 2 万 5 , 1 9 9 円となっております。

おめくりいただきまして、3 3 6 ページ。

実質収支に関する調書でございます。区分、金額の順に説明させていただきます。

1 . 歳入総額 4 6 3 万 4 9 5 円

2 . 歳出総額 4 4 0 万 4 , 8 0 1 円

3 . 歳入歳出差引額 2 2 万 5 , 6 9 4 円

4 . 翌年度へ繰り越すべき財源、ございません。

5 . 実質収支額 2 2 万 5 , 6 9 4 円

6 . 実質収支額のうち地方自治法第 2 3 3 条の 2 の規定による基金繰入額 0 円

私からは以上でございます。慎重審議の上、よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

続きまして、認定第7号 平成30年度和束町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

先ほどと同様、主なもののみとさせていただきます。

まず、337ページ、338ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴集保険料、収入済額2,375万1,777円、不納欠損額0円、収入未済額0円でございます。

同款、同項、2目普通徴集保険料、収入済額が1,848万7,171円、不納欠損額0円、収入未済額198万4,154円でございます。

内訳といたしましては、1節現年度分で1,840万5,367円の収入でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金で2,211万4,429円でございます。

このうち2節保険基盤安定繰入金として1,922万3,429円繰り入れをしております。

めくっていただきまして、339ページ、340ページ、5款諸収入、4項雑入、3目雑入で収入済額が314万364円でございます。

1節雑入ということで、こちらにつきましては、被保険者に対する健診及び人間ドックに係る京都府後期高齢者医療広域連合からの補助金でございます。

歳入合計、調定額6,992万6,641円、収入済額6,794万2,487円、収入未済額198万4,154円でございます。

めくっていただきまして、歳出でございます。

まず、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者広域連合納付金で6,241万5,186円。

19節負担金補助及び交付金でございます。こちらにつきましては、被保険者の方が納めていただきました保険料分と構成団体としての市町村が分賦金を支払う分の合計でございます。

3款保健事業費、1項健康保持増進事業費、1目健康診査費、446万8,271円。

このうち主なものとしたしましては、13節委託料で421万8,464円、健康診査委託料でございますが、こちらにつきましては、先ほど申し上げました人間ドック及び健診事業に係ります委託料でございます。

めくっていただきまして、343ページ、344ページで歳出合計でございます。支出済額6,752万9,385円、翌年度繰越額0円、不用額32万615円。

めくっていただきまして、346ページ、実質収支に関する調書でございます。区分、金額の順に申し上げます。

1. 歳入総額6,794万2,487円

2. 歳出総額6,752万9,385円

3. 歳入歳出差引額41万3,102円

4. 翌年度へ繰り越すべき財源はございません。

5. 実質収支額41万3,102円

6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定により基金繰入額は、0円でございます。

以上、平成30年度後期高齢者医療特別会計決算の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

以上で、平成30年度決算についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。

委員の皆さんにお願いします。

質問される委員は、最初に何ページのどの部分かを明確にし、質問してください。

10番、小西委員。

○10番（小西 啓君）

では、平成30年度の決算審査意見書の中から質問させていただきます。

全体的に見ると、いい監査の報告、意見書で町長も安心されていると思われるんですが、どっこいそうはいかないと思ひまして、質問させていただきたいと思ひます。

町税のほうとか、いろんな使用料、負担金のところでは徴収率が上がっているということで評価しておられますが、なぜ、このように徴収率が上がったかという原因があると思ひますから、順番に税の担当、使用料の担当している各課の課長、答弁をお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

税に関しましては、現年度分と過年度分、滞納繰越分ということでございます。

現年度につきましては、広報させていただいております防災無線の期限の広報、あるいは口座振替を緩衝するという広報をさせていただいております。また、広報紙でまちのカレンダーというのは、毎月、広報紙に挟み込みでありますけれども、そこにも納期限ということで挙げさせていただいております。そういったことで、納税者の皆様の納税意識の向上につながっているのかなというふうに考えております。

また、過年度分滞納繰越分につきましては、税機構のほうへ移管して、その徴集をさせていただいているわけですが、地方税法等法令にのっとりまして、差し押

さえなり、あるいはどうしても徴集が不納の場合は不納欠損ということで一定整理をしていただいていると。その一定の整理のもとで、それが現年度分の納税にもつながっているのではないかというふうに考えております。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

建設課につきましては、使用料の分の過年度分につきましては、以前に一旦徴集の関係の見直しをかけております。平成25年度あたりにかかっていると思います。それをもう一回徹底的に見直すということで、個人の家を職員が訪問し、返済計画をもう一度立て直してくださいということで建て直してもらいながら、無理のない徴集を建て直し、徴集しているというのが今の現実でございます。これに伴いまして、徴集がかなりよくなっているというのは、現象としてこの率にあらわれていると考えております。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

私からは、介護保険料の関係でございますが、経年度分につきましては、従前から戸別に家庭訪問なりさせていただいて、一括収納できない方につきましては、分納なり何なりという徴集の方法を検討させて相談させていただいてやっておるわけなんです。納付されている方につきましては、事業等収入の増等あった見たいで、収入のほうかふえたのでというので、満額入金させていただいた方等ございました。

過年度分につきましては、介護保険料につきましては、若干、下がったポイント数になっておりますが、これにつきましては、戸別訪問させていただいた中で、皆様、ほかにも債権のほうを持っておられるようで、まず税のほうとかをさきに整理した中

で、その後に介護保険料ということで、2番手、3番手のほうに回っているのかなと  
いうことで、30年度につきましては過年度分の徴収率は若干下がったというところ  
でございます。

○人権啓発課長（井上順三君）

済みません、小西委員のご質問でございますが、人権啓発課の所管につきましては、  
使用料等については所管では扱っておりません。

現在、人権啓発課の所管につきましては、貸付金ということで生活更生資金を取り  
扱いさせていただいています。生活更生資金につきましては、借受人さんの状況を把  
握しながら分割の相談にも応じながら、現在、徴集に努めておりますおきまして、借  
受人さんの状況が死亡等、監査の意見書の中にもありましたが、今後につきましては、  
弁護士さん等と相談もしながら徴集に努めてまいりたいと思っておりますので、よろし  
くお願いいたします。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

先ほど税住民課の所管で後期高齢の保険料がございます。それについてお答えでき  
ておりませんでしたので、お答えさせていただきます。

後期高齢の保険料現年分につきましては、2ポイント悪化しておるということでご  
指摘をいただいております。その要因といたしましては、大口の方が1名いらっしゃ  
います。後期高齢の保険料の限度額が63万円となっております。その63万円の方  
でございます。お話をさせていただきまして、納付の誓約書をいただいております。  
つなげるということで制約をいただいております。

また、そのほかにも10万円、20万円という方がいらっしゃいまして、そちらに  
つきましても一定納付の誓約書をいただきまして、納付につなげているというところ

でございます。

○委員長（岡田 勇君）

10番、小西委員。

○10番（小西 啓君）

今、どういうことをしたらこういうようなポイントが上がったかということを知らせていただきましてけれど、私は質問させてもらっていますけれど、やったらできるということですね。そしたら、今までなぜこういうポイントが上がってこなかったかということは、やってなかったということですか。やってんねんけれど、納税者の方が言うことを聞いてくれなかったと。急にやり出したらこのようなポイントが上がってきたということですか。そしたら、今までのことの原因は何かということは、順番に言っていただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

まず、税につきましては、数年前から95%台後半でずっと来ているというふうに認識をしております。それが徐々に上がってきているというところでございます。それにつきましても、税機構の取り組みが反映されているのかなというふうに考えております。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

建設課の分につきましては、過去に一度やっております、その生活実態等の変化も含めまして、見直しをもう一度かけたというのが現実でございます。実際的には、ここ2年ほどかかってかけた見直しで成果がぼちぼち出てきているというのが現実で

ございます。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

福祉課所管の分につきましては、数年前からずっと同じような徴集の仕方をさせていただいて、戸別訪問等もさせていただいておりました。だんだんと住民の方、制度等こちらの趣旨とかも理解していただいているのかなと思うところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

人権啓発課長。

○人権啓発課長（井上順三君）

はい、お答えいたします。

徴収につきましては、借受人の方の生活実態等相談に応じながら、分割も含めまして徴収に努めてまいりたいと考えていますので、よろしくお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

10番、小西委員。

○10番（小西 啓君）

馬場課長、2年前に見直しかけているということですね。そしたら、見直しをかけたなかったときはどのような状態だったんですか。自分が課長職についてなかったときのことは言わなくていいですから、課長職についたときからでいいから。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えします。

私が建設課長につくというよりも、以前に弁護士が入って徴収の約束をしていただくということで行ってきております。その後に、生活実態をもとに徴収額をもう一度

見直してもらったというのが現実でございますので、そのあたりについてはそのように理解をしていただきたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

10番、小西委員。

○10番（小西 啓君）

そしたら、各課の使用料を担当している課長はこれからも努力して、少しでもポイントが上がっていくように、来年の決算の意見書にはそういう意見が出るように頑張ってもらいたいと思います。

次に、ここにも書いてありますけれど、京都府下の比較をしたら、和束町は悪いということが書いてありますね。府内町村並みに徴収率のアップに努める必要があると書いてありますけれど、そこまで持っていく努力はしようとしていますか。それともこのまま下位のほうに甘んじているんですか。その辺の意見を言っていただけますでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

今、比較が載っているのが29年度ということでございますが、徐々にこの差も縮まってきているというふうに考えております。今後も引き続き納付してもらいやすい環境づくり等、頑張っていきたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

10番、小西委員。

○10番（小西 啓君）

そしたら、来年の審査意見書にはこういうような文脈は出てこないように頑張ってもらいたいと思いますので、よろしくをお願いしますね。

次に、不納欠損、各課やられておりますね。中身を少し詳しく、不納欠損の額に対してどのような状況でどのようなことに不納欠損したかということ、各課、順番に発表してください。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

税目ごとで細かくなりますが、よろしくお願いたします。

まず、住民税、普通徴集分でございますが、時効消滅が5件1万1,000円、それから、執行停止後3年経過というのが6件で11万2,300円、執行停止後すぐに即時消滅、これにつきましてはゼロでございます。

固定資産税の時効消滅が37件29万100円、執行停止後3年経過が33件で26万5,400円、それから即時に消滅というのは34件で17万6,269円、軽自動車税が時効消滅が25件で7万9,400円、執行停止後3年経過といたしますのは12件の4万9,800円、執行停止後すぐに即時消滅が23件10万9,100円、国保税では、こちら普通徴収になりますが、140件の97万2,928円、執行停止後3年経過が71件44万3,100円、即時消滅はゼロでございます。

合計いたしますと、時効消滅が207件135万3,428円、3年経過が122件87万600円、即時消滅が57件の28万5,369円、総合計といたしまして386件250万9,397円でございます。

なお、時効消滅といたしますのは、法定納期限の翌日から起算して5年間経過することによって時効により消滅いたします。

それから、3年経過したときというのが、例えば財産がない、生活困窮、生活保護、収入がないということで納付は不可能であるということが判断される場合が当たります。

それから、即時消滅ですが、本人死亡、あるいは相続が発生しますが、相続放棄なり、あるいは相続人がいないということで、そういう場合には即時に消滅すると、そういったことが原因となって不納欠損ということになります。

○委員長（岡田 勇君）

診療所事務長。

○診療所事務長（久保順一君）

小西委員の質問にお答えいたします。

診療所につきましては、一部負担金の未収金ということでございます。これにつきましては、発生しましたのは今から3年11カ月以上ということで、4年ぐらい経過しております。

これにつきましては、私債権と公債権がありまして、診療所の一部負担金に関しましては私債権ということでございます。これにつきまして、当初いろいろ調べました結果、平成17年11月20日に最高裁判例に基づきまして、公債費ではなく私債権につきましては3年の時効ということがのぼりました。そういう消滅の3年ということで、私債権につきまして一部負担金を不納欠損をしたわけでございます。これにつきましては、時効の援用ということを利用していただきまして、本年度、不納欠損といたしました。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

10番、小西委員。

○10番（小西 啓君）

委員長にあと何ぼするねんと合図されておりますので、あと三つぐらいさせていただきますけれど、不納欠損するということは法的に不納欠損しなければならないというのはわかります。不納欠損をするには、それまでほっといて、徴収しなければならないのに徴収してないから、死亡されたとか、そして、いらっしゃるのに行かないで

行方不明になって徴収できなくなったとか、そういうことであって、そして行方不明者になって不納欠損しないとだめだということになってきたら、やはり徴収する側が悪いんじゃないですか。不納欠損というのは余り軽々しくするもんじゃありませんから、それはわかってもらえますよね。

今ここで余り座って言ってもらったら、またこれは一回分に入りますから、それはもう言わないですけど、してもいい不納欠損と、しても悪い不納欠損があるんですから、その辺よく考えて不納欠損をしてくださいね。してはだめだということを行っているんじゃないですからね。よろしいですね。

では、そしたら次に、17ページの財源確保と事業の執行というのがありますでしょう。その中で悪質滞納者に対してはと書いてありますね。住宅の明け渡し、給水停止、給水制限等法令に基づきと書いてありますね。これは今まで「やります」「やります」と言っていてやってことがありませんよね。その悪質滞納者というのはいらっしゃるんですか、いないんですか。

担当の課長、順番にまたこれも言ってください。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

うちは1名おられましたので、9月いっぱいでもらうという話がつきました。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

福祉課介護保険につきましては、滞納がありましたら、一定の法的なペナルティーがかかるようになっております。過去にもそのペナルティーをかけさせていただいたという事例はございます。

○委員長（岡田 勇君）

10番、小西委員。

○10番（小西 啓君）

馬場課長に聞きますけど、悪質な方がいらっしやって、そして、うちは出ていってもらおうとか、それは家賃収入のことだと思います。それでもよろしい。やはり悪質だったら、条例に基づきやってもらわなだめなんですけれど、ほかに100万円とか150万円とか100万円単位で滞納されている方も何人かいらっしやるんでしょう。それは委員会でも発表していただきましたよね。その人たちは悪質じゃないんですか。滞納は1,000円滞納しても滞納ですよ。10万円滞納しても滞納ですよ。100万円単位で滞納しても滞納ですよ。その辺悪質じゃないというときの根拠は何でされているんですかね。

そして、次に、もう一つ、6番の基金の管理というのがありますね。これは一最後に弁護士を介して速やかに処理されたいとかありますけれど、やはり暮らしの資金とかいろんなことがありますけれど、ない方からもらいに行っていってこいと言っているんじゃないんですよ。でも、どうしたらええかということは、うちに顧問弁護士がついておられるんでしょう。それに相談されているんですか。弁護士に弁護士費用払っているんでしょう。弁護士はどのような意見してくれているんですか。その辺のことを二つまとめて一緒に一つとして教えてください。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

料金の滞納につきましては、100万円を超えている方が数名おられます。その方について、悪質じゃない、悪質かという話になりますけども、一応、現建設事業課の判断としましては、幾ばくかの料金を確実に入れてもらっておるという方については、悪質とは認めておりません。

ただ、全然入れてない方につきましては、悪質という扱いをさせていただいている

ような格好になっております。

あと、弁護士につきましては、今、数件、相談中で、これも弁護士の判断によりまして、今後どうなるかというのは、また法的な措置もとっていく覚悟で動いております。

○委員長（岡田 勇君）

10番、小西委員。

○10番（小西 啓君）

100万円単位でいらっしゃいますけど、少しずつ払っていただいていると。100万円といったら相当な長い年月がかかってしかそんな金額にならないですよ。今までどうしてそんなにほっといたんですかね。

これは次の質問の後で、馬場課長、自分のときからで100万円もたまった人は誰もいらっしゃらないわ。前の課長から引き継いでいると思いますわ。課長になったからこういうようなことを聞くんですから、あなたを責めているんじゃないですからね、担当の課長として聞いているんですから、その辺、誤解しないでくださいよ。恨むんだったら前の課長を恨んでください。前任、その前の前任前任の、2代、3代前の課長を恨んでくださいね、しなかったこと。仕事をしてないですから、はっきり言って。あなたに引き継いで、あなたのところに100万円単位の徴収の金額が残っているということ自体がおかしい。また、聞かなかった私たち議員も悪いんですから、お互いさまですよ、お互いていったら悪いですけど。そういうことですので、これは後でまたもう一度答えてもらいますから。

次に、終わりには町長に答えていただくんですけれど、町長、中ほどに行政改革等による歳出削減とか書いてございますけれど、今、和束町、行財政改革とかいろんなことをやっておりますか。行政改革をしないとだめだ、だめだ、だめだと言ったときは、議会のほうも議員の定数を削減したり、非常に議員の皆さんに無理を言って10人まで削減して、行財政改革をやらないとだめだと言って、そのときは町長も行財政

改革に取り組んでおられて、議会ともどもやっておりましたけど、このごろ行財政改革とか、そういうような言葉も死語になってしまったんですかね。こういうようなことをやっておるんですけど、議員さん、こういうようなことを知っておられないですね、やはり不勉強ですねとか、こういうようなことを一言かけてもらいたいんですけど、その辺、どうですか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいまの質問の中で答弁をまとめさせていただくならば、3点の方向でまとめさせていただきたいと思います。

一つはですね、ここにも決算を上げておりますが、和東町のまちづくりというのは非常に大きく変化してきてますね、少子高齢化、人口が減ってきている。こういったものに対応していかなきゃならない。そういうことで、これはひとつそれぞれの事業の中に計画性をきちっといれて、そしてやっていこう、そういう一つの取り組みをしております。だから、何々についての何年間の戦略やないか。計画を立てて、今までしたら、予算を立てて申請して、そして事業着手。補正予算とか当初予算とかでお願いしておったわけなんですけど、今はそうやなしに、それに行くまでにきちっとした計画を立てて着手すると、これが一つの大きな特徴であると思います。

それと、もう1点は、ご案内のように、組織の財政改革というものがありますね。これは私どもは、私もなった当初から非常に厳しかったですね。いわゆる定数のご案内のとおり見ていただいたらわかりますが、和東町の定数は120数名出ておりました。今、80名ぐらいまで勤めておると。組織そのものの体制というのは、50の減してまいりました。

こういうことの中で、行政需要にどう応えていくか。やっぱり減るだけで、そのまま仕事に対応できるかというのはなかなか難しい問題だと。行政の内容も変わってき

ていますから、それはどういうことかといいましたら、ご案内のとおり、広域連携とか広域化とか、そういう町ではいかない体制をとってきているわけなんですね。これは2点目であります。

三つ目であります。これが非常に難しいですね。いわゆるこれは皆さんもご存じのように地方創生、いろんな形の中でまちづくりが進んでいますから、うちはできないからいっぷくしてますというわけにいかない。やっぱり新しい国・府に連動して対応し、その中で物事をきちっと対応していくという時代に合った対応の仕方が非常に今も難しいわけです。そのときそのときの体制をどうしていこうか。そのためにも私たち行政に携わる者は、まちづくりに対しての意識改革もしていかなきゃならない。

それと、これはうちの構造の行政の計画にも上がっておりますように、行政だけではまちづくりは進まない。これは第4次総合計画の大きな柱なんですが、住民と協働してまちづくりを進めていこうと、そういうことで、住民と一体となったまちづくり、よそでよく言われるんですが、和束町にはプレイヤーが多いねと、こういうふうに言うていただいておりますが、このプレイヤーと言われている方たち、行政とがどうタイアップしながらまちづくりと、これも新しい感覚である推進体制だと思います。こうしたこと取り入れながら一つ一つ前進しているわけでありまして。これが完璧だと私は思っておりません。さらに新しい対応、まだまだ国・府にもいろいろと戦略いいますか、新しい改革がされてきているわけですから、そうした内容にどう対応していくか、こういったことも大きな課題だろうと思っております。

今、ご質問がありましたように、最初の滞納の中でありましたように、これも意識にかかわる問題であるわけなんです。やっぱり住民とコミュニティを深めながら、住民と協働したまちづくりの推進というのは、また大きな課題だと思っておりますのでこの3点についてこれからも一層進めてまいりたい。また、内容の充実に努めてまいりたいと思っておりますので、ひとつご指導とご協力をよろしく願いして、答弁とさせていただきます。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

先ほどのご質問ですけれども、一応、建設課としての取り組みとしては、今後も続けていく計画で進んでおります。

いろんな意味で、どのような形に時勢が動いていくかわかりませんが、それに合わせた中で、できるだけ理解を得ながら、できるだけ早期に完了していきたいと思っております。

それと、先ほど不納欠損の話もありましたけれども、うちの場合につきましては、不納欠損等については、今のところ、徴収できるところは徴収させていただいて、その形で家族のほうにもお話をしていくというようなご理解を得ていきたいというような思いをしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、経年たまり続けたものは事実でございます。ここ数年に急に降ったものもございません。ただ、大体10年ぐらいの間に何かの事情で滞納をされたというような経過もございますので、そちらについてはどういう事情があったのかは、個人的なこともございますので余り入らずして、今後きっちりと整理をしていただけるような話を進めていきたいと思っておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

ただいまから4時まで休憩します。

休憩（午後3時52分～午後4時00分）

○委員長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続けます。

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

それでは、よろしくお願ひしたいと思いますが、まず、決算書にはないんですけど

も、全体として、この30年度の取り組みの結果として、いわゆる人口の動態というものがあると思うんですけども、この30年度につきましては、先日、税住民課に確認したところなんですけども、出生が15人で死亡が63人、自然減が48人ということです。転入が68人で転出が109人ということで、社会減として41人ということで、合わせますと89人の減というふうに聞いております。

今回の平成30年度1年間通じての人口の動態について、担当課としてどのように分析というか、受けとめられているか。

特に、転入と転出をされるにはいろいろ理由があると思いますけども、その辺の理由というのはどのように分析されているのかお聞きしておきたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

今、持っている数字として、26年度以降どんな増減があったのかなということで見ております。手元に資料がございます。26年度では101名の減、それ以降、120名、80名、104名、30年度の89名という減で、平均すると大体、年100人前後減ってきているというふうに考えております。そういう意味で、30年度の89名は、減としては若干少ないのかなということは思います。その中でも、かなり大きいマイナスとなっている要因はほぼ転出と見ていいのかなというふうに考えております。

29年度から転出の手続に来られた際にアンケートをとってございまして、どういう理由で転出されるのかということでアンケートをとってございます。30年度を見ますと、件数なり人数は届け出時でされておるので、実際の何時続けの移動というのは違ってくるので、数字としては合わないということでまずお伝えしておきたいんですが、アンケートをとらせていただいて、30年度中に転出の手続をされた件数と

しては 87 件で 105 名になるんです。そのうち回答をいただいたのは 63 人ということで、約 6 割の方から回答をいただいております。

内訳として、24 人の方が結婚、それから 9 名が就職、進学・通学で 4 名、その他ということで 26 名。その他というのは、中身はいろいろあるかと思うんですが、詳細については、今、把握しておりません。

ただ、これだけではなかなかわからないかなということで、今年度からアンケートを充実させまして、転出の理由なり、それからなぜ転出を選んだのか。転出しなくても済むのではないかと。就職なり通学なりでしたら転出しなくても済むのではないかとということで、なぜ転出を選んだのかということもアンケートに加えて実施しております。あとは年齢構成なり性別、それから転出先ということでアンケートをとっております。まだ、実施して 5 カ月ぐらいですので、全体として、統計的な数字としてこれが有効なのかどうかはわからないんですけれども、アンケートをとらせてもらった結果、4 月から 8 月までの過去 5 カ月としては、結婚、就職、進学・通学というのがほぼ同数同一でございます。

なぜ、転出を選択したのかということについては、通勤・通学等に不便であるというのが 8 割の方でございました。

あと、年齢構成としては 20 代から 40 代が多くて、6 割以上 7 割近くいらっしゃいます。性別としては男女ほぼ同数でございます。

転出先としては、4 分の 1 弱が木津川市、あるいは奈良市が多うございます。

以上のことから、若い世代 20 代、30 代の方が近隣の木津川市なり奈良市のほうに転出されていると。理由としては、不便であるということで転出されているというのが、過去 5 カ月のアンケートの結果からは見えてくるのかなというふうに考えております。

○委員長（岡田 勇君）

8 番、岡本委員。

○ 8 番（岡本正意君）

以前、そういったことをしてはどうかということで指摘をしたことを受けとめていただいて、そういったことをしていただけるのは大変重要な資料といいますか、データになるというふうに思うんですけども、そういったことはぜひ議会のほうとかにもですね、せっかくやっておられるわけですから、そういう質問項目であるとか、また今のような傾向であるとかいうのは、ぜひ資料として公表いただいて、また、こちらの政策の知恵にさせていただきたいと思いますので、そこはまた個別にお願いしたいと思うんですが、それでですね、なぜ町外に転出するのかということも、今、言われた不便であるということが一つの理由になっているということが明らかになっているということは大変大事なことだというふうに思うんですね。

同時に、あとは転入という部分でも、その中でも68人の方が転入されているという意味では、もちろん全て移住とか、そういうことではないと思うんですけども、もちろん帰ってこられたとかいうのはあると思うんですけども、そういったことも含めて、どう定住人口をふやしていくかという部分での分析していく、その中でできることをやっていくということが大変大事だと思いますので、そこはぜひよく生かしていただきたいというふうに思いますので、データはぜひ公表いただきたいというふうに思います。

それで、次にですね、さっき意見書の関係でいろいろ出されておりましたけれども、ただ、私は1点だけきょうはお聞きしておきたいんですが、意見書の17ページにアグリビジネスの株式会社の株式180万円の会社の実態がなく、資産価値が疑わしいので、取り扱いについては検討する必要があるという指摘がことしもあるんですね。多分、去年もその前もずっと同じような指摘で残されてきていると思うんですけども、一応、そのときそのとき聞きますと、検討していきたいということだったと思うんですけども、実際、平成30年度の1年間でこの資産価値が疑わしいというふうに判断している株式についてどのように取り扱おうというふうに検討されてきたのか説明い

ただきたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

この株式会社の株の保有の件でございますけども、一つは、この会社がつぶれているとか、つぶれる前に決算を打てないと登記のほうはなかなか認めない。だから、今のところは休眠みたいな形になっているだろうと、これは推定です。去年にもそういうことをいただいておりますときに、早いことつかんでみようということやってもらったんですが、なかなかその域から出なかった。今回はもう少しこれを具体的に弁護士と相談して対応しようということで、今、考えております。

そういう意味でいいますのは、法人が抹消されておれば、先ほどから出ておりましたように、いわゆる時効の成立の条件になってまいります。休眠の場合はどうなのかというところだけは弁護士と相談して対応していきたいと、このように思っております。

実際、休眠か、なくなったかというのは、この法人というのは全て決算を打たないといけません、この決算を打って処理していくわけなんです。決算を打って倒産する場合もあります。何も決算も何も手続しないとほっておるという形態で残っておると、そういうことであろうかと思っております。このことをこの面上に指摘もいただきましたので、顧問弁護士を持っておりますので、弁護士と十分相談しながらやっていきたいと、このようにご理解いただきたい。慎重にやってきたという経過がここに残っておるといようにご理解いただいたらありがたいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○ 8 番（岡本正意君）

慎重に取り扱った結果というふうに言われますけども、ただ、やはり監査の意見書として数年にわたって繰り返し資産価値が疑わしいというものはちゃんと検討する必要があるというふうに指摘されておきながら、実際にどうすればそういったものの総括というのができるのかというのは多分ご存じだと思うんですよね。どういう状況になればこれが解消するというふうに分かっているのであれば、1年も2年も3年もほったらかしになっている。今の答弁でも、ほったらかしなのか検討されているのかよくわかりませんが、例えば、来年の決算のときにまた同じようなことになっていたら、やはり何もしてなかったということになりますので、そういうことがないように、資産価値が疑わしいと言われているんですよ。そういったものがなぜずっと放置されているのかという点では、次の年度までに一定やはり決着をつけるということでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

これを受けまして、弁護士と相談して対処するようにと指示いたしております。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○ 8 番（岡本正意君）

よろしくお願ひしたいと思います。

次に、一般会計の94ページの文書広報費の関係で、茶源郷行政情報配信システムの関係です。いわゆる光ボックスというふう言われている部分なんですけども、これが導入されましてかなり経過してくるわけなんですけど、平成30年度の光ボックスの設置状況というのはどのように変化したのか、その辺はいかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

平成29年度末の設置台数でございますが、465台、平成31年3月時点の設置台数は471台ということで、30年度にふえた台数につきましては、6台というふうになっております。

以前、委員会のほうで答弁をさせていただきましたが、やはりこの光ボックスの関係が住民の方はなかなか使いこなせていないのではないかというご指摘もいただきましたので、令和元年度につきましては、利用者向けに一度アンケート調査をしたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

当初、光ボックス、いわゆる光回線が和東町に入ったときに、同時に、NTTとの提携の中で、当初はいわゆる高齢者もふえてくる中で、一定、見守り機能であるとか、いろんな意味での光回線を活用した暮らしを支える機器として、また、それから今、議会なんかでも中継されるようになりましたけど、有線放送がなくなった後の情報伝達という部分で活用したいということで導入をされたんですけども、当初から、まず500台というのを目標に取り組んでこられたんですけども、なかなか500台というのか超えられないという状況が30年度もあったと思うんです。6台プラスということは2カ月に1台ぐらいしかふえなかったということだと思うんですね。そういう点では、当初の狙いという部分からも十分役割を果たせてないんじゃないかと思うんです。

今、利用者アンケート云々ということで、なかなか使いにくいとか、持っ

見てないとかいう状況が後半にあるんじゃないかということで、そこはアンケートをされるということであれば、ぜひやっていただきたいと思うんですけども、同時に、前にも指摘したかもしれませんが、この光ボックスの機器自身が大変バージョンが古いでしょう。実際、今の議会中継なども録画のほうの関係で見ようと思ったときに大変苦勞して見ないといけないと。早送りできないということもあって、要は、見たいところをピンポイントで見れない。ずっと見てないとたどり着かないというようなことがありますて、そういう意味でもなかなか使いにくい。

あと、この間、何度か議会中継の関係でも支障があって、十分に録画がとれないとかいうようなことも聞いておりますし、そういった意味でも、情報伝達の機器としても役割が十分果たせてないという状況が見えていると思うんですよね。

そういう点で、ここ数年なかなか普及が進んでないという状況の中なんで、またアンケートの結果も含めて対応すべきだと思いますけども、そのバージョンをもうちょっとちゃんといいものにアップしていくということをしていかないと、幾らアンケートをとって、使いづらいですということがわかったとしても、バージョンアップして、もっと使いやすいような仕組みにしていかないと、結局、ずっと使いづらいまななんです。そういう意味では、その実態把握はもちろんですけども、機器自身の更新というか、そういったものも今後必要じゃないかと思うんですけども、その辺どうですか。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、茶源郷情報配信システムの動向でございますが、やはり和東町が第1期ということで導入をさせていただきました。初期型については、現在もう生産をされてないということをお聞きのほうから聞いております。

しかしながら、今の新しいバージョンの機械ですね、これについても全国的に広まっていないというところで、やはり1台当たりの単価が相当高くなります。機器更新をすれば、現在、約500台の中でも相当数投資をしなければならないということで検討させていただきたいと。やはり何千万円というお金を一遍に出すことはできませんので、現在の初期型のシステムになりますが、それを見ていただきたいというふうに考えております。

なお、議会中継のシステムの機器の故障の関係でございますが、実はこの9月にも発生をしたわけなんですけども、それについては対応させていただきました。今後、一定の費用、年間約100万円ほどかかるんですけども、住民の方にこの議会中継も生中継を録画できるように努力をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

いわゆるバージョンアップするにしても投資しないかんということで、今現在の部分をどう有効活用できるかということだと思んですけども、ただ、やはり今以上にどうやれば使いやすくなるという意味では、機器自身のそういうシステムになっているわけですから、なかなか難しいんじゃないかと思うんですが、アンケートもとられるということなので、できるだけ普及できるように引き続き努力させていただきたいというふうに思います。

次に、182ページの災害対策費の関係で地域防災計画の見直しの業務委託料として572万4,000円というのが決算として上がっておるんですけども、この地域防災計画自身は昨年も大阪の地震であるとか、また台風21号などの襲来による停電であるとか、今現在としては千葉県などで起こっているような、いまだに停電が続いておりますけども、そういう災害が大変頻発しております。そういう中で、地域の防

災計画をよりレベルアップしたものにしていくということは大変大事な作業だったわけですが、今回、30年度の中でどのような改定が行われたのか、その辺の主な内容について説明いただきたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

岡本委員からありましたように、私ども和東町地域防災計画をつくらせていただきまして約5年経過しております。実際、平成27年5月改定ということで、前回の部分、お示しさせていただいておりますが、今回、国の主な動向ということで、一番大きなのが広島のと砂災害、そして鬼怒川の洪水被害、熊本地震、九州北部豪雨ということで、この間、国の防災計画についても見直しをされておりました。

また、やはり防災に関する指針、ガイドラインの策定・改定等が行われたことにより、和東町におきましても修正をさせていただいたところでございます。

今回、京都府地域防災計画、平成30年6月に修正されましたもの、また、内閣府のデータをもとにした京都府の被害想定、そして、和東町の組織機構の改編、また和東町の社会情勢の変化並びに防災対策の変更等に基づきまして修正をいたしております。

1点目といたしまして、新たに改正された法律等の整合、そして京都府地域防災計画との整合、そして、和東町の事務文書等の整合、庁内各課、防災関係機関、防災会議の意見を反映するというので、今回修正をさせていただいております。

なお、やはり大規模災害の教訓等の反映もしないといけないということで、今回の計画では、新たに原子力対策の計画について追加をさせていただいております。

以上が、主な内容でございます。以上です。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

もちろん、あと熊本地震等で車内での避難とか、そういったものが問題になりましたけども、そういったことも含めて変えていただいたんではないかと思うんですが、あと、避難所の環境整備あるとかいうのもあると思うんですが、それで、この地域防災計画の改定に当たりまして、やはり住民の方に関心を持っていただくということも含めまして、どのような内容への回答が必要なのかということも含めて、案が出たときに意見を聞くという作業というのは私は必要だと思うんですけども、その辺は今回の改定ではされたんでしょうか。いわゆるパブリックコメントのようなものですね。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

京都府の防災計画もそうでございますが、やはり先ほど言いましたように、防災会議委員の意見を特に反映をさせる。庁内各課、防災関係機関、防災会議委員の意見を反映させるということで、京都府と同様、パブリックコメントの実施についてはしておりません。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

ほかの市町のどこも、多分、改定作業はしていると思うんですけども、やっておられますよ、意見募集というのはね。もちろんどれだけやったからといって意見が出るのかということはあるにしましても、防災計画そのものは住民の安全安心というもの

が一番肝にあるわけですから、住民地震がそれについてどういうふうに意見を持つのかということが大変大事だと思います。そういう点では、意見募集されなかったというのは、やはり取り組みとしては不十分だったのではないかというふうに思います。今後、ぜひ取り入れていただきたいというふうに思います。

それから、昨年の平成30年度の中での実際の災害対応という意味では、特に一番印象的だったのが、台風21号だったと思うんですけども、長時間停電したということだったんですね。今、千葉のほうでは週レベルで停電がずっと続いていますけども、そこまではいかなかったにしても、たしか昼ごろから夜9時から10時、地域によって違ったかもしれませんが、一定、長時間停電があったと思います。

そこで、建設事業課にお聞きしておきたいんですけど、当時、議会の中でも一定議論になったことは覚えているんですけども、今回の千葉の問題でも、停電によって給水が困難になっているという、吸い上げできないというようなことで、水が行かないということがかなり大きい問題になっておりますけども、和東町として一定そういう長時間の停電が発生したという状況の中で、上下水道の給排水機能という部分での支障というのはなかったんでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

数値的にはなかなか申しにくいところはございます。ただ、100年の停電を経験した中で、和東町の水道に関しましては約6時間から8時間停電が、水の使用の多い時間帯ですので、使用の多い時間帯に6時間から8時間の停電が発生した段では、断水は免れるという状況です。

ただ、10時間を超えますと難しい状況が発生してくるというのは現実としてあるかと思っております。

具体的に言いますと、湯船の取水、それから浄水場につきましては発動発電機が置いてありますので、十分、水をつくることは可能です。

ただ、燃料タンクの大きさがありますので、約8時間ぐらいが限界というのが現実です。そこから各配水池に向かって水を送ることについては自然流下ですので、ほぼ問題ございません。

ただ、問題となってくるのは、西和東地区、それから原山の一部、それから木屋、撰原、下島、この部分については、今の段階では停電が発生した場合に、配水池の容量が小さいので、ここでは断水を発生させるおそれがございます。

ただ、今の統合の改良の中で、発動発電機はつけておりませんが、そこにコネクターでつなぐ回路はほぼつくっております。

もう一つ、小杉と、それから原山の加圧にコネクターをつければ、ほぼ移動する発電機で配水池に水を送り込めば、断水は何とか免れるという状況にはあると思います。ただ、これも燃料の供給があったらという前提になりますので、かなり難しい点は残します。

それと、もう1点、下水ですけども、下水については停電が発生しますと、6時間から8時間でマンホールポンプがとまっておりますので、確実にあふれ出す原因を起こします。

これについては、昨年の経験をもとに、実は今、リース会社と事前には、ここには持って帰ってませんが、浄化センターのほうに45キロから60キロの発電機を1台リースをしています。前回の台風11号のときも3日間リースをして置きました。これはリース代が1回持って帰りますとかかかってしまう問題、それともう1点は、3トントラックに積んでしまいますので、それ以外に使えないという課題は今、残っています。これについては、今後どのように対応していくかというのは検討していかなければならないと。

ただ、今、千葉県で起こっている15号のような大規模な長期間の停電となります

と、なかなか難しい問題は解決できないという状況が現実にございます。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

そういう意味では、今年の停電の経験というのは、大変いろんな問題を浮き彫りにしたというふうに思いますし、今のお話を聞かしても、今回のような千葉のようなケースが起こった場合には、大変大きな混乱になるということが想定できるというふうに、ある意味、想定外ということじゃなくて、本当に想定できるというふうに思いますので、私は学ばないけませんけども、行政としてぜひ学んでいただきたいというふうに思います。

そういう意味では、意見だけ言っておきますと、これだけ災害等で水道などの維持管理というものも大変大事になってきている中で、今後、京都府が今、進めているような水道の広域化とか、そういったものなんか今、進めようとされておりまけども、やはりそういういろんな意味でも支障を来すんじゃないかというふうに思いますので、そこは町として京都府にも、今度のような災害も踏まえて、ぜひ意見していただきたいなというふうに思います。

最後にもう1点、いわゆる災害の場合にいつも問題になっているというか、言われているのは避難の関係なんですけども、よく避難準備情報が出ましたのでとかいうことで防災無線などでも言われて、社会福祉センターをあけましたら避難してくださいとか、高齢者の方とか障害者の方はまず行ってくださいというような話をされますけど、ただ、やはり一方で、住民の方からのお話なんかがありますと、そう言いますが、じゃあ、誰がそういう人であって、どういう対応をしていけばいいのかということが伝わっていないという状況の中で、実際にそういう配慮が必要な方の避難対応というのは一体どうすればいいのかというのが、今年のいろんな台風とか起こるたびに話を聞いたわけなんです。

今度の防災計画の中では、要配慮者の把握と避難行動要支援者名簿作成とその更新、避難支援関係者との情報共有、いわゆる避難を支援する方が規定されおりました。そういう意味では、この要配慮者の把握、それから名簿作成、具体的な避難支援者との情報共有、そして具体的にどう避難していくのかという一定の内容というものが、個別1人1人に今後必要になっているとは思いますが、ただ、これは今回だけじゃなくて以前から言われていることなんですね。平成30年度でいえば、何回も台風も来て、そういう避難準備情報も出されたと思うんです。その際にこういった要配慮者への避難対応というのは実際どうだったのか、もし改善すべきことがあるのであれば一体何なのか、その辺はどうですか。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えいたします。

要配慮者の名簿につきましては、現在、福祉課のほうで掌握されていると思います。実際、災害時になれば、それは情報を共有するという事で考えております。

また、避難支援者という部分につきましては、各それぞれの区、また消防団、社会福祉協議会のほうに依頼をし、また、民生・児童委員さんの皆様にご協力をいただきながら対応をしたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

質疑の途中ではありますが、本日の決算特別委員会はこれくらいにとどめ、延会したいと思います。

なお、次回の決算特別委員会は、明日20日午前9時30分より本議場で再開いたしますので、ご参集願います。

本日はご苦勞さまでした。

午後 4時35分 延会

令和 元 年 1 2 月 1 2 日

決算特別委員会委員長 岡 田 勇